



発行 内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

目次

〔法規的告示〕

○前払式支払手段に関する内閣府令第二十三条の三第二項第一号二及びホの規定に基づき適格寄附金受領者を定める件(金融庁四)

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第五項の規定に基づき失業等給付費等充当徴収保険率を変更する件(厚生労働八四)

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第八項の規定に基づき育児休業給付費充当徴収保険率を変更する件(同八五)

〔その他告示〕

○保安林の指定をする件

(農林水産三四一〜三五五)

○保安林の指定を解除する件

(同三五六)

○道路に関する件

(東北地方整備局三七)

○都市計画に関する件

(近畿地方整備局一七〜二〇〇)

○道路に関する件

(北海道開発局一一〜一三三)

○指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示

(東京都公安委八八)

五

四

| | |
|--|---|
| 〔国会事項〕 | 五 |
| 〔人事異動〕 | 五 |
| 内閣 最高裁判所 | 五 |
| 〔褒賞〕 | 六 |
| 〔皇室事項〕 | 六 |
| 〔官庁報告〕 | 六 |
| 法務 | 六 |
| 公証人任免(法務省) | 六 |
| 除籍が滅失した件(法務省告示配四四) | 六 |
| 〔公告〕 | 六 |
| 諸事項 | 六 |
| 官庁 | 六 |
| 金融商品取引業者営業保証金取戻し、財団、登録政治資金監査人登録・登録抹消及び証票亡失関係 | 六 |
| 裁判所 | 六 |
| 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係 | 六 |
| 会社その他 | 六 |

法規的告示

○金融庁告示第四号

前払式支払手段に関する内閣府令(平成二十二年内閣府令第三号)第二十三条の三第二項第一号二及びホの規定に基づき、適格寄附金受領者として金融庁長官が指定する者を次のように定め、公布の日の翌日から適用する。
令和八年三月十二日

金融庁長官 伊藤 豊

(府令第二十三条の三第二項第一号二に規定する金融庁長官が指定する者)

第一条 前払式支払手段に関する内閣府令(次条において「府令」という。)第二十三条の三第二項第一号二に規定する金融庁長官が指定する者は、次に掲げる者とする。

- 一 公益財団法人日本ユニセフ協会
- 二 公益社団法人日本ユネスコ協会連盟
- 三 特定非営利活動法人国際連合世界食糧計画 WFP協会
- 四 特定非営利活動法人国連UNCHCR協会

(府令第二十三条の三第二項第一号ホに規定する金融庁長官が指定する者)

第二条 府令第二十三条の三第二項第一号ホに規定する金融庁長官が指定する者は、次に掲げる者とする。

- 一 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百十三条第二項に規定する共同募金会
- 二 社会福祉法第百二十四条に規定する共同募金会連合会
- 三 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律(平成七年法律第八十八号)第五条第二項に規定する都道府県緑化推進委員会
- 四 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第十四条に規定する国土緑化推進機構

○厚生労働省告示第八十四号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十二条第五項の規定に基づき、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの失業等給付費等充当徴収保険率を次のとおり変更する。
令和八年三月十二日

厚生労働大臣 上野賢一郎

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの失業等給付費等充当徴収保険率は、千分の六(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項第一号イからホまでに掲げる事業(同号イ及びロに掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。)にあつては、千分の八)とする。

○厚生労働省告示第八十五号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十二条第八項の規定に基づき、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの育児休業給付費充当徴収保険率を次のとおり変更する。
令和八年三月十二日

厚生労働大臣 上野賢一郎

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの育児休業給付費充当徴収保険率は、千分の四とする。

その他告示

○農林水産省告示第三百四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年三月十二日

農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 保安林の所在場所 兵庫豊岡市但東町相田字寺谷一五一の九
- 二 指定の目的 水源の涵養
- 三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (次のとおり)は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三百四十二号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年三月十二日
 農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 保安林の所在場所 兵庫豊岡市但東町久畑字枕木一三〇の三、一三〇の四
- 二 指定の目的 水源の涵養
- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三百四十三号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年三月十二日
 農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 保安林の所在場所 兵庫豊岡市但東町久畑字榎ヶ奥一七六から一七八まで、一七九の二、一八〇、字榎ヶ谷二〇三、二〇四、二〇五の二、二〇五の二、二〇六、二〇七、二〇九、二〇九の二、二一〇、二一一、二一二、二一九から二二一まで
- 二 指定の目的 水源の涵養
- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 一 字榎ヶ奥一七八（次の図に示す部分に限る。）、字榎ヶ谷二〇三、二〇四、二〇五の二、二〇五の二、二一七、二一九から二二一まで
 - 二 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

○農林水産省告示第三百四十四号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年三月十二日
 農林水産大臣 鈴木 憲和

- 3 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三百四十五号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年三月十二日
 農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 保安林の所在場所 兵庫豊岡市但東町佐田字イノヲの一
- 二 指定の目的 水源の涵養
- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三百四十七号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年三月十二日
 農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 保安林の所在場所 兵庫豊岡市但東町大河内字登尾七三の三
- 二 指定の目的 水源の涵養
- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。

○農林水産省告示第三百四十六号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年三月十二日
 農林水産大臣 鈴木 憲和

- 2 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三百四十八号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年三月十二日
 農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 保安林の所在場所 兵庫豊岡市但東町西谷字峠ノ谷一八四の五、一八四の一五、一八四の三二、一八四の三三、一八四の五一、一八七、一八八
- 二 指定の目的 水源の涵養
- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三百四十七号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年三月十二日
 農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 保安林の所在場所 兵庫豊岡市但東町東中字大早谷三七の二四、三七の四七、三七の一〇二から三七の一〇六まで、三八の二
- 二 指定の目的 水源の涵養

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。

○農林水産省告示第三百四十八号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年三月十二日
 農林水産大臣 鈴木 憲和

- 三 指定施業要件

○農林水産省告示第三百四十九号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年三月十二日
 農林水産大臣 鈴木 憲和

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三百五十号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年三月十二日
 農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 保安林の所在場所 兵庫豊岡市森字寺山六の二、字コヤノ谷九、字上山二六一、二六三の二、二六三の二、二六四、二六五の二から二六五の三まで
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 一 字寺山六の一・字コヤノ谷九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字上山二六一、二六三の一、二六三の二、二六四
 - 二 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三百四十九号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年三月十二日

農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 保安林の所在場所 兵庫県養父市八鹿町坂本字下ノ谷一四の一、一五、一六、一八から二二まで、字下夕地一一一、一一二

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下ノ谷一四の一・一六・二〇・二一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字下夕地一一一、一一二
 2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年三月十二日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 兵庫県養父市八鹿町石原字向田八三二から八三四まで、八三七から八三九まで、八四二、八四三、八四四の一、八四五、八四六、字家ノ奥一六九七、一七〇四、一七〇六の一、一七〇六の二、一七〇七の一、一七〇七の二
 二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字向田八三九、八四三、八四四の一、八四五、八四六（次の図に示す部分に限る。）、字家ノ奥一六九七・一七〇四・一七〇六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年三月十二日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 山形県西村山郡西川町大字大井沢字蛇喰三二八四の一九、三二八四の二三から三二八四の二六まで、字山葵島三二九三の一、三二九三の二、三二九三の六、三三三六〇、三三三六〇七、三三三六一九

二 指定の目的 土砂の流出の防備
 三 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字蛇喰三二八四の二五・字山葵島三三三六〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年三月十二日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 山形県東村山郡山辺町大字要字字熊ノ前五七四の一、五七五、五七六、字黒坂六九三、八七三、八八九、八九一の二、八九四、八九七の一、九〇一の五から九〇一の一まで、九四六の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備
 三 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字熊ノ前五七六・字黒坂八七三・八九四・九〇一の一〇・九〇一の一・九四六の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び山辺町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年三月十二日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 山形県西村山郡西川町大字人間字日影五六の三、一三九六の一、一三九六の二、一三九七の二、一三九七の九から一三九七の二二まで、二〇五三の一、字二重目一四〇二の一、二〇五七の二
 二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字日影一三九六の一・一三九七の一・一三九七の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年三月十二日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 山形県西置賜郡飯豊町大字高峰字松元四三四五の五、四三五六の一、四三五六の四、四三六七から四三九九まで、四三五一の一、四三五一の二、四三五一、四三三三の一、四三三三の二、四三三四、四三三五の一、四三三五の二、四三五六、四三三七、四三三六の二、四三六一から四三六三まで、四三六三の一、四三六四から四三六八まで

二 指定の目的 水源の涵養
 三 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 主伐に係る伐採は、定めぬ。
 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び飯豊町役場に備え置いて縦覧に供する。

二 指定の目的 土砂の流出の防備

人事異動

内閣

高等裁判所長官に任命する(三月九日)
(大臣官房審議官) 財務事務官 細田 修一

米州開発銀行総務会第六十六回年次会合臨時総務
代理たる日本政府代表代理を命ずる

米州投資公社総務会第四十回年次会合臨時総務代
理たる日本政府代表代理を命ずる
期間は令和八年三月二十八日までとする(三月十
日)

最高裁判所

福岡高等裁判所判事・福岡簡
易裁判所判事 溝國 禎久

福岡地方裁判所判事に補する

福岡地方裁判所長を命ずる(三月八日)

○定年退官
高等裁判所長官菅野雅之は三月六日限り定年退
官

判事兼簡易裁判所判事片山昭人は三月七日限り
本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡
易裁判所判事も退官となる

褒賞

紺綬褒章
公益のため多額の私財を寄附したので、令和八
年二月二十一日、紺綬褒章を授かった者又は贈与
された者は、次のとおりである。

- 小川 安理 浅野 榮一 西村 陽平
池田 崇 宮口 隆夫 柳瀬 雅彦
小平 雅重 佐々木 良 唐澤 恵子
石原 愛子 甘利 明 郡司 美枝
宮内 伸子 渡邊 要子 井上 隆次
岡 明子 仁木 卓 和田 秀一
岡崎 哲也 伊藤 孝子 白木 守秀
谷岡 久枝 安藤 大三 諸星 直輝
赤澤 光章 小室 正則 木村 唯人
褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける(各通)
中華人民共和国人 陶 英輝
褒章条例第一条により紺綬褒章を贈与する

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八
年二月二十一日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった
者は、次のとおりである。

- 津田 親重 橋村 逸郎 武谷 廣己
大口 尚夫 森 克彦 有賀 正治
褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条に
より木杯一組台付を授ける(各通)
紺綬褒章飾版
公益のため多額の私財を寄附したので、令和八
年二月二十一日、紺綬褒章に付する飾版を授かつ
た者は、次のとおりである。

- 白井 芳子 荒井 正昭 卜部 直明
邊見 芳弘 小林 尚美 阿部 浩
勝見 淳子 牧 寛之 中島 尚彦
大貫 稔 杉村 克治
褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾
版一個を授ける(各通)
四方 祥樹
褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾
版一個を授ける
褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾
版一個を授ける

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八
年二月二十一日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞
杯を授かった者は、次のとおりである。

- 鈴木 孝行 石川 智基 高橋 淳
褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾
版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授け
る(各通)
褒状
公益のため多額の私財を寄附したので、令和八
年二月二十一日、褒状を授かった者は、次のとお
りである。

- フルタ工業株式会社
株式会社安房総合サービス
株式会社東北装美
株式会社東海リフォームサービス
株式会社島津製作所
南部環境開発株式会社
株式会社T S
広島電鉄株式会社
株式会社陵水艇友会
河本文教福祉振興会
株式会社テレビ熊本
田中産業株式会社
南星運輸株式会社

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八
年二月二十一日、賞杯を授かった者は、次のとお
りである。
故大谷なほみ遺族 平田 初子
故堤政夫遺族 堤 成子
褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける(各
通)

皇室事項

認証官任命式

三月九日午後七時、宮中において、高等裁判所
長官村田斉志の認証官任命式が行われた。

官庁報告

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人新倉英樹は願により公証
人を免ぜられた。
菱沼洋は公証人に任命され、東京法務局所属公
証人新倉英樹の後任を命ぜられた。(以上三月二
日)(法務省)
法務省告示配第四十四号
愛媛県松山市役所保存の次の除籍が滅失した。
令和八年三月十二日 法務大臣 平口 洋
愛媛県温泉郡中島町大字大浦千六百十八番地
野中 勝義

公告

諸事項

- 金融商品取引業者営業保証金
取戻し公告
金融商品取引業者営業保証金規則(平成19年内
閣府・法務省令第3号)第14条第2項の規定によ
り次のように公示する。
1. 供託者の番号 アスタムニューセ株式会社
2. 住所 東京都千代田区神田錦町二丁目2番1
号KANDA SQUARE 11F WeWork
3. 代表者の氏名 代表取締役 永井 歩
4. 取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円

5. 上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第3250号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の2第6項の権利を有する者は、令和8年9月14日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第5号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第2課に提出されたい。
6. 前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
令和8年3月12日

関東財務局長 後藤 健二

登録政治資金監査人登録公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

Table with 4 columns: 登録番号, 登録年月日, 氏名, 政治資金適正化委員会委員長 野々上 尚

登録政治資金監査人登録抹消公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

Table with 4 columns: 登録番号, 氏名, 抹消年月日, 抹消事由, 政治資金適正化委員会委員長 野々上 尚

登録政治資金監査人証票亡失公告

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があつたので、次のとおり公告する。

Table with 4 columns: 登録番号, 氏名, 登録政治資金監査人証票の番号, 亡失年月日, 政治資金適正化委員会委員長 野々上 尚

工場財団

福島県いわき市泉町下川字大剣1番地97いわき神楽山復興エンジニア合同会社の工場財団に福島県いわき市川前町下桶売字志田名174番地68神楽山風力発電所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和8年3月12日 福島地方務局いわき支局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出て下さい。

令和7年（家）第2173号 兵庫県西宮市仁川町5-3-49-1 申立人 福原 潤一 本籍大阪府大阪市住之江区北島3丁目24番地、最後の住所大阪府貝塚市福田156番地1ハイネ福田301号、死亡の場所大阪府貝塚市、死亡年月日令和7年7月11日、出生の場所大阪府貝塚市、出生年月日昭和39年2月25日、職業不明 被相続人 亡 高橋 誠 大阪市北区西天満2丁目2番3号ユニシオ西天満2丁目A05号 相続財産清算人 弁護士 西岡 健介 催告期間満了日 令和8年10月26日 大阪家庭裁判所岸和田支部

令和8年（家）第30027号 岡山県岡山市南区福島3丁目12番35-1号 申立人 山本有紀枝 本籍岡山県岡山市北区建部町福渡488番地1、最後の住所岡山県岡山市北区建部町福渡498番地4、死亡の場所岡山県岡山市中区、死亡年月日令和7年5月8日、出生の場所岡山県久米郡福渡町、出生年月日昭和28年2月18日、職業無職 被相続人 亡 大藤 省吾 事務所岡山市北区番町1丁目1番6号新番町ビル2階 相続財産清算人 弁護士 河路 崇宏 催告期間満了日 令和8年10月5日 岡山家庭裁判所

令和7年（家）第5050号 山口県下関市幡生町2丁目26番2号 申立人 上野 武 本籍山口県萩市大字椿東3850番地、最後の住所山口県下関市宝町8番13号、死亡の場所山口県下関市、死亡年月日令和6年6月15日、出生の場所山口県萩市、出生年月日昭和7年7月16日、職業無職 被相続人 亡 中村キサエ

山口県下関市岬之町9番5号清水弘彦法律事務所 相続財産清算人 弁護士 清水 弘彦 催告期間満了日 令和8年9月30日 山口家庭裁判所下関支部

令和8年（家）第7006号 宮崎市大字島之内6012番地50 申立人 平田 裕治 本籍福岡県飯塚市下三緒386番地、最後の住所福岡県飯塚市赤坂36番地2、死亡の場所福岡県飯塚市、死亡年月日令和6年5月31日、出生の場所福岡県飯塚市、出生年月日昭和22年6月12日、職業会社役員 被相続人 亡 平田 建一 福岡県飯塚市吉原町6番1号 あいタウン4階 相続財産清算人 弁護士 横手 陽平 催告期間満了日 令和8年9月30日 福岡家庭裁判所飯塚支部

令和7年（家）第417号 香川県高松市木太町1153番地1 申立人 第9ビル木太マンション管理組合 本籍香川県高松市木太町1153番地1、最後の住所香川県高松市木太町1153番地1 木太マンション526、死亡の場所香川県仲多度郡多度津町、死亡年月日令和5年1月26日、出生の場所香川県仲多度郡豊原村、出生年月日昭和4年8月25日、職業不明 被相続人 亡 細川 富子 香川県高松市兵庫町11-6 カーニープレイス402 みずき法律事務所 相続財産清算人 弁護士 太田 瑠美 催告期間満了日 令和8年9月30日 高松家庭裁判所

令和8年（家）第13号 香川県高松市松縄町1073番地1 申立人 菰刈 崇仁 本籍香川県高松市松縄町179番地、最後の住所香川県高松市東八ヶ町855番地、死亡の場所香川県高松市、死亡年月日令和7年12月7日、出生の場所香川県高松市、出生年月日昭和33年3月26日、職業会社員 被相続人 亡 菰刈 通好 香川県高松市番町4-8-20 瀬尾ビル1階 元木・筒井法律事務所 相続財産清算人 弁護士 元木 将道 催告期間満了日 令和8年9月30日 高松家庭裁判所

令和8年(家)第80002号

佐賀市八戸溝1丁目15番3号
申立人 公益社団法人佐賀県社会福祉士会
本籍佐賀県嬉野市塩田町大字久間甲4354番地2、最後の住所佐賀県武雄市武内町大字真手野26346番地特別養護老人ホームひいらぎ、死亡の場所佐賀県武雄市、死亡年月日令和7年11月18日、出生の場所佐賀県藤津郡久間村、出生年月日大正12年9月1日、職業無職
被相続人 亡 古川 シヅ子
佐賀市八戸溝1丁目15番3号
相続財産清算人 公益社団法人佐賀県社会福祉士会
催告期間満了日 令和8年9月30日

佐賀家庭裁判所武雄支部

令和7年(家)第91355号

長崎市香焼町3021番地11
申立人 有限会社ライテック
本籍長崎県長崎市福田本町1430番地2、最後の住所長崎市岩見町14番10号、死亡の場所長崎県長崎市、死亡年月日令和7年9月8日、出生の場所長崎県長崎市、出生年月日昭和26年1月3日、職業会社役員
被相続人 亡 澤崎 正博
長崎市興善町4ー6田都ビル502プラスワン法律事務所
相続財産清算人 弁護士 永岡亜也子
催告期間満了日 令和8年9月24日

長崎家庭裁判所

令和8年(家)第61号

東京都千代田区外神田3丁目12番8号
申立人 新生フィナンシャル株式会社
本籍福岡県築上郡上毛町大字吉岡193番地、最後の住所福岡県行橋市門樋町4番26号 プロムナード門樋A102号、死亡の場所福岡県行橋市、死亡年月日推定令和元年7月16日、出生の場所福岡県築上郡南吉富村、出生年月日昭和28年5月20日、職業不明
被相続人 亡 矢野 雅美
事務所北九州市小倉北区金田1丁目8番5号北九州法曹ビル6階 弁護士法人奥田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小宮 香織
催告期間満了日 令和8年10月9日

福岡家庭裁判所行橋支部

令和8年(家)第114号

宮崎市宮田町2番23号
申立人 宮崎県信用保証協会

本籍宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4520番地8、最後の住所宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4520番地8、死亡の場所宮崎県都城市、死亡年月日令和7年8月17日、出生の場所宮崎県北諸県郡三股町、出生年月日昭和33年3月7日、職業不詳
被相続人 亡 指宿 峰規
宮崎市宮田町10番25号 宮田町ビル301号室
相続財産清算人 弁護士 八重尾 龍
催告期間満了日 令和8年10月5日

宮崎家庭裁判所都城支部

令和7年(家)第30047号

仙台市青葉区錦ヶ丘7丁目5番地の17
申立人 佐藤 達也
本籍宮城県角田市角田字町247番地、最後の住所宮城県角田市角田字町247番地、死亡の場所宮城県角田市、死亡年月日令和7年3月16日、出生の場所宮城県角田市、出生年月日昭和36年12月16日、職業自営業
被相続人 亡 佐藤 信行
事務所仙台市青葉区二日町7番32ー513号
相続財産清算人 司法書士 野田 雄一
催告期間満了日 令和8年10月26日

仙台家庭裁判所大河原支部

令和7年(家)第20084号

栃木県鹿沼市晃望台5番地4 鈴木ビル302号室
申立人 古山 裕務
本籍栃木県栃木市西方町本郷3番地9、最後の住所栃木県栃木市西方町本郷3番地9、死亡の場所栃木県下都賀郡壬生町、死亡年月日平成30年12月1日、出生の場所栃木県栃木市、出生年月日昭和37年4月6日、職業無職
被相続人 亡 古山 忠史
栃木県小山市神鳥谷1丁目6番19号浅野正富法律事務所
相続財産清算人 弁護士 薄井 里奈
催告期間満了日 令和8年9月30日

宇都宮家庭裁判所栃木支部

令和8年(家)第64号

埼玉県越谷市東越谷6丁目33番地7
申立人 根岸 幸徳
本籍埼玉県越谷市大字大泊1022番地4、最後の住所埼玉県越谷市大字大泊1022番地、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日令和8年1月3日、出生の場所青森県下北郡大畑町、出生年月日昭和38年10月12日、職業無職
被相続人 亡 柳生 幸雄

事務所埼玉県草加市草加3丁目3番31号アールパンオアシス草加3丁目102ニーズ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 市橋 雅晴

催告期間満了日 令和8年9月25日

さいたま家庭裁判所越谷支部

令和7年(家)第3032号

埼玉県久喜市高柳2508番地

申立人 木村タミコ

本籍埼玉県久喜市高柳1878番地1、最後の住所埼玉県久喜市栗橋310番地1 栗橋翔裕園、死亡の場所埼玉県久喜市、死亡年月日令和6年12月19日、出生の場所埼玉県北葛飾郡静村、出生年月日昭和10年1月7日、職業不詳
被相続人 亡 木村喜久子

事務所さいたま市浦和区高砂3ー7ー3プリムヴェール703木村・東谷法律事務所

相続財産清算人 弁護士 東谷 良子

催告期間満了日 令和8年9月30日

さいたま家庭裁判所久喜出張所

令和8年(家)第30022号

千葉県八千代市村上1113番地1 3街区38棟

申立人 村上団地北住宅管理組合

本籍東京都千代田区飯田橋2丁目18番地、最後の住所千葉県八千代市村上1113番地1三街区27棟204号、死亡の場所千葉県成田市、死亡年月日令和5年10月2日、出生の場所東京都荒川区、出生年月日昭和28年7月26日、職業不詳
被相続人 亡 小林 力康

事務所千葉市緑区おゆみ野3丁目13番地9ア

プロード201号室 おゆみ野法律事務所

相続財産清算人 弁護士 内山 傑史

催告期間満了日 令和8年9月25日

千葉家庭裁判所

令和8年(家)第30001号

東京都大田区南蒲田1ー2ー4

申立人 白井 利幸

本籍東京都大田区新蒲田1丁目38番地2、最後の住所千葉県柏市藤心1丁目15番22号ラブレ柏逆井、死亡の場所千葉県柏市、死亡年月日令和7年3月15日、出生の場所東京都大田区、出生年月日昭和49年1月15日、職業無職
被相続人 亡 嶋村 剛

事務所千葉県松戸市本町25ー4 第二石井ビル302 みぎわ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 石田 真理

催告期間満了日 令和8年10月19日

千葉家庭裁判所松戸支部

令和8年(家)第30005号

千葉県千葉市中央区千葉港4番5号

申立人 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会
本籍千葉県柏市しいの木台4丁目31番地17、最後の住所千葉県柏市しいの木台4丁目31番地17、死亡の場所千葉県柏市、死亡年月日令和2年6月16日、出生の場所東京市葛飾区、出生年月日昭和10年9月2日、職業不明
被相続人 亡 藤枝 菊枝

事務所千葉県松戸市本町18ー4 NBF松戸ビル7階 ユーカリ総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 永棟 琢也

催告期間満了日 令和8年10月25日

千葉家庭裁判所松戸支部

令和8年(家)第30019号

千葉県千葉市中央区千葉港4番5号

申立人 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会
本籍千葉県松戸市西馬橋1丁目18番地7、最後の住所千葉県松戸市西馬橋1丁目18番地の7、死亡の場所千葉県松戸市、死亡年月日令和5年2月20日、出生の場所茨城県久慈郡里美村、出生年月日昭和14年4月15日、職業無職
被相続人 亡 芳賀ふみ子

事務所千葉県松戸市松戸1281ー29 京阪松戸ビル5階 東葛総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 宗 みなえ

催告期間満了日 令和8年10月25日

千葉家庭裁判所松戸支部

令和7年(家)第7117号

千葉県千葉市中央区千葉港4番5号

申立人 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会
本籍千葉県大網白里市南飯塚232番地、最後の住所千葉県大網白里市南飯塚232番地、死亡の場所千葉県四街道市、死亡年月日令和5年7月28日、出生の場所千葉県山武郡増穂村、出生年月日昭和12年11月3日、職業不明
被相続人 亡 富塚 節子

事務所千葉市中央区中央3丁目5番7号千葉中央ハイツ603石塚法律事務所

相続財産清算人 弁護士 石塚 英一

催告期間満了日 令和8年10月25日

千葉家庭裁判所八日市場支部

令和7年(家)第72800号

東京都墨田区業平1丁目7番4号
申立人 東京都墨田区税務事務所長
本籍東京都墨田区押上2丁目1番地、最後の住所東京都墨田区東向島2丁目46番15号、死亡の場所東京都墨田区、死亡年月日令和6年1月22日、出生の場所東京都墨田区、出生年月日昭和33年11月12日、職業不明
被相続人 亡 大熊 健一
事務所東京都千代田区有楽町1丁目5番1号
日比谷マリンビル11階 石井法律事務所
相続財産清算人 弁護士 片上 誠之
催告期間満了日 令和8年9月30日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第73238号

東京都練馬区豊玉北6丁目12番1号
申立人 東京都練馬区長
本籍東京都北区中里3丁目392番地、最後の住所東京都練馬区高松4丁目7番24号、死亡の場所東京都練馬区、死亡年月日令和7年2月12日頃、出生の場所東京都杉並区、出生年月日昭和22年4月23日、職業不明
被相続人 亡 湯浅 重明
事務所東京都港区南青山1丁目15番2号南青山スタジオフラット204 森居総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 森居 秀彰
催告期間満了日 令和8年9月30日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第73267号

東京都江東区東陽5丁目22番8-202号
申立人 星野 勝彦
本籍東京都江東区北砂3丁目313番地、最後の住所東京都江東区東雲2丁目2番29号特別養護老人ホーム芳香苑、死亡の場所東京都江東区、死亡年月日令和7年9月8日、出生の場所東京都府南葛飾郡砂町、出生年月日大正14年8月10日、職業無職
被相続人 亡 後藤ヒサ子
事務所東京都千代田区神田司町2丁目8番地4 吹田屋ビル7階 あぼろ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 高橋 良裕
催告期間満了日 令和8年9月30日
東京家庭裁判所

令和8年(家)第70173号

東京都千代田区神田司町2丁目8番第25中央ビル3階 ひびき総合法律事務所
申立人 坂田 信太
本籍東京都中央区日本橋室町1丁目6番地9、最後の住所東京都江東区大島4丁目1番1-521号、死亡の場所東京都墨田区、死亡年月日令和7年3月15日、出生の場所東京府東京市京橋区、出生年月日昭和12年5月2日、職業無職
被相続人 亡 岸村 明子
事務所東京都港区新橋1丁目16番4号りそな新橋ビル8階 リーガルキュレート総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 林 毅
催告期間満了日 令和8年9月30日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第40842号

東京都新宿区高田馬場1-16-8アライヒルズ2A
申立人 中川 重徳
本籍東京都港区高輪2丁目56番地、最後の住所神奈川県横浜市南区三春台93番地第1後藤荘102、死亡の場所神奈川県横浜市保土ヶ谷区、死亡年月日令和6年4月3日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和33年6月28日、職業マンション管理人
被相続人 亡 小坂 豊
事務所横浜市中区太田町1-4-2関内川島ビル4階
相続財産清算人 弁護士 小山 昌人
催告期間満了日 令和8年10月15日
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第40960号

横浜市鶴見区鶴見中央3丁目20番1号
申立人 横浜市鶴見区長 渋谷 治雄
本籍神奈川県横浜市鶴見区生麦4丁目20番、最後の住所横浜市鶴見区生麦4丁目20番7号、死亡の場所神奈川県横浜市鶴見区、死亡年月日令和4年4月26日、出生の場所満州国東満総省延吉県、出生年月日昭和19年8月17日、職業会社代表者
被相続人 亡 田原 克拓
事務所横浜市中区本町1-4プライムメゾン横濱日本大通3階
相続財産清算人 弁護士 徳田 暁
催告期間満了日 令和8年10月15日
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第3061号

新潟県新発田市東新町4丁目8番2号 La Belle Vie 201
申立人 本間 友士
本籍新潟県新発田市東新町2丁目3番、最後の住所新潟県新発田市東新町2丁目3番18号、死亡の場所新潟県新発田市、死亡年月日令和7年9月19日、出生の場所新潟県三条市、出生年月日昭和35年9月15日、職業アルバイト
被相続人 亡 本間真由美
事務所新潟県新発田市中央町3丁目2番23号セントラルビル2階 新発田中央法律事務所
相続財産清算人 弁護士 吉村 一洋
催告期間満了日 令和8年10月26日
新潟家庭裁判所新発田支部

令和7年(家)第20291号

静岡県磐田市安久路2丁目32番地3
申立人 溝口 弘志
本籍静岡県袋井市上山梨5丁目7番地8、最後の住所静岡県袋井市宇刈850番地の1特別養護老人ホーム 明和苑、死亡の場所静岡県袋井市、死亡年月日令和7年11月23日、出生の場所静岡県周智郡山梨町、出生年月日昭和10年6月1日、職業無職
被相続人 亡 高橋 次郎
浜松市中央区中央1丁目9番17号 ワイビル3階酒井・根木法律事務所
相続財産清算人 弁護士 根木 孝久
催告期間満了日 令和8年10月20日
静岡家庭裁判所浜松支部

令和8年(家)第66号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
申立人 国
本籍富山県下新川郡朝日町道下441番地2、最後の住所富山県下新川郡朝日町荒川206番地17、死亡の場所富山県富山市、死亡年月日令和6年10月27日、出生の場所富山県下新川郡朝日町、出生年月日昭和32年1月25日、職業飲食店経営
被相続人 亡 五十嵐美代子
富山市西田地方町2-6-10 山田・中山法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中山 敦雄
催告期間満了日 令和8年10月5日
富山家庭裁判所魚津支部

令和8年(家)第8172号

石川県野々口市御経塚3丁目513番地
申立人 舟元 英一
本籍石川県金沢市観音町3丁目117番地、最後の住所石川県金沢市岸川町ほ5番地 特別養護老人ホーム金沢朱鷺の苑、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日令和7年6月11日、出生の場所石川県金沢市、出生年月日昭和8年11月8日、職業無職
被相続人 亡 香村 啓子
事務所石川県野々口市本町5-1-41 タウビル1階 白山・野々市法律事務所
相続財産清算人 弁護士 春野しおり
催告期間満了日 令和8年10月2日
金沢家庭裁判所

令和8年(家)第9004号

滋賀県草津市西大路町1番1号
申立人 AG債権回収株式会社
本籍静岡県御殿場市川島田365番地、最後の住所静岡県御殿場市新橋1477番地の2、死亡の場所静岡県御殿場市、死亡年月日令和6年7月18日、出生の場所静岡県御殿場市、出生年月日昭和39年4月15日、職業不明
被相続人 亡 平山 仁
静岡県御殿場市萩原631番地2 富士ビル2階菅沼法律事務所
相続財産清算人 弁護士 菅沼 圭
催告期間満了日 令和8年10月9日
静岡家庭裁判所沼津支部

令和8年(家)第2011号

福井県坂井市丸岡町御幸1丁目138番地
申立人 前川 幸子
本籍愛知県犬山市大字羽黒新田字米野前1番地13、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所愛知県犬山市、死亡年月日令和7年2月15日、出生の場所新潟県南魚沼郡六日町、出生年月日昭和36年9月30日、職業無職
被相続人 亡 安居 昭浩
愛知県江南市古知野町朝日165番地 ナガタニビル2階東 弁護士法人クローバー江南法律事務所
相続財産清算人 尾関 育良
催告期間満了日 令和8年9月25日
名古屋家庭裁判所一宮支部

令和8年(家)第2023号

名古屋市中村区椿町7番9号
申立人 愛知県信用保証協会
代表者理事 天城 宏紀
本籍愛知県一宮市小原町57番地2、最後の住所本籍と同じ、死亡の場所愛知県江南市、死亡年月日令和7年6月10日、出生の場所愛知県一宮市、出生年月日昭和23年1月20日、職業不明
被相続人 亡 森 康人
名古屋市中区丸の内3丁目5番35号 弁護士ビル604号 青木・杉山・成瀬法律事務所
相続財産清算人 成瀬 洋二
催告期間満了日 令和8年9月25日
名古屋家庭裁判所一宮支部

令和7年(家)第1138号

愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地
申立人 東浦町
本籍愛知県知多郡東浦町大字緒川字中本坪6番地30、最後の住所愛知県知多郡東浦町大字緒川字中本坪6番地の30、死亡の場所愛知県知多郡東浦町、死亡年月日推定令和6年1月7日、出生の場所愛知県碧海郡知立町、出生年月日昭和19年2月15日、職業不明
被相続人 亡 花井 勝弘
愛知県半田市星崎町3丁目37番地の1星崎ビル3階 細井靖浩法律事務所
相続財産清算人 弁護士 細井 靖浩
催告期間満了日 令和8年9月28日
名古屋家庭裁判所半田支部

令和8年(家)第25号

京都府木津川市相楽台5丁目7番地3
申立人 絹谷 義博
申立人手続代理人弁護士 谷口 宗彦
本籍京都府木津川市相楽西村12番地、最後の住所京都府木津川市相楽西村12番地、死亡の場所京都府相楽郡精華町、死亡年月日令和7年8月28日、出生の場所京都府宇治市、出生年月日昭和39年11月20日、職業会社員
被相続人 亡 絹谷 義彦
事務所京都市中京区烏丸御池東入 アーバネックス御池ビル東館6階 御池総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 上里美登利
催告期間満了日 令和8年10月8日
京都家庭裁判所

令和7年(家)第81645号

大阪市阿倍野区播磨町3丁目6番10
申立人 ウェリス阿倍野管理組合
本籍大阪府大阪市阿倍野区播磨町3丁目1番、最後の住所大阪市阿倍野区播磨町3丁目6番10-407号、死亡の場所大阪府松原市、死亡年月日令和6年2月17日、出生の場所大阪府大阪市生野区、出生年月日昭和26年11月28日、職業不明
被相続人 亡 白木紀世子
大阪市北区梅田1-1-3 大阪駅前第3ビル31階
相続財産清算人 弁護士 中尾 司
催告期間満了日 令和8年10月22日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第81667号

大阪府大阪市此花区春日出北1丁目8番4号
申立人 大阪市此花区保健福祉センター所長
本籍岡山県小田郡矢掛町内田1381番地、最後の住所大阪府大阪市此花区梅香3丁目31番18号 梅香栄進ビル303号室、死亡の場所大阪府大阪市此花区、死亡年月日令和4年6月1日頃から10日頃までの間、出生の場所岡山県西大寺市、出生年月日昭和32年8月30日、職業無職
被相続人 亡 川上 正己
堺市中区深井沢町3143アミューレット深井303号
相続財産清算人 弁護士 松山 仁
催告期間満了日 令和8年10月22日
大阪家庭裁判所

令和8年(家)第34号

奈良県大和郡山市杉町206番地の1
申立人 株式会社光洋自動車
本籍千葉県佐倉市山王2丁目63番地3、最後の住所奈良市西大寺赤田町1丁目2番27-503号、死亡の場所奈良県奈良市、死亡年月日令和7年1月21日頃から31日頃までの間、出生の場所熊本県八代市、出生年月日昭和46年4月20日、職業不明
被相続人 亡 高橋 秀彰
奈良市登大路町5番地 修徳ビル1階登大路総合法律事務所
相続財産清算人 高島雄一郎
催告期間満了日 令和8年10月24日
奈良家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

令和7年(へ)第48号

神奈川県藤沢市鶴沼桜が岡3丁目17番38号
申立人 伊藤 映美
権利を争う旨の申述の終期 令和8年6月3日
令和8年2月19日 東京簡易裁判所
(別紙) 目録

日本銀行出資証券 1枚

種類枚数 100口券1枚

記号番号 は03656

発行年月日 平成27年11月24日

額面 10,000円

一口の金額 100円

最終名義人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(へ)第52号

埼玉県上尾市大字領家114番地の2
申立人 株式会社龍八製作所
代表者代表取締役 龍八 大輔
権利を争う旨の申述の終期 令和8年6月3日
令和8年2月19日 東京簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 AC70454

金額 863,940円

支払期日 令和7年7月22日

支払地 東京都中央区

支払場所 株式会社秋田銀行東京支店

振出日 令和7年5月22日

振出地 東京都板橋区

振出人 大成興業株式会社 代表取締役社長

若松 良太

受取人 株式会社龍八製作所

最終所持人 申立人

令和8年(へ)第4号

北海道岩見沢市栗沢町北本町87番地
申立人 中村電気株式会社
代表者代表取締役 中村 良臣
権利を争う旨の申述の終期 令和8年6月3日
令和8年2月19日 東京簡易裁判所
(別紙) 目録
約束手形 1通
手形番号 BC049462
金額 715,000円
支払期日 令和8年2月2日
支払地 東京都品川区
支払場所 株式会社みずほ銀行品川支店
振出日 令和7年11月28日
振出地 東京都品川区
振出人 内外化学製品株式会社 代表取締役
秋山 仁
受取人 中村電気(株)
最終所持人 申立人

令和8年(へ)第6号

埼玉県羽生市中央1丁目4番32号
申立人 有限会社ニュー増田
代表者代表取締役 大西 まり
申立人代理人弁護士 松崎 剛祐
同 船井 克矢
権利を争う旨の申述の終期 令和8年6月3日
令和8年2月19日 東京簡易裁判所
(別紙) 目録
約束手形 2通

(1)手形番号 E〇205830

金額 441,870円

支払期日 令和6年4月30日

支払地 東京都中央区

支払場所 株式会社三井住友銀行日本橋支店

振出日 令和6年1月31日

振出地 東京都文京区

振出人 株式会社フレイベル館 代表取締役

吉川 隆樹

受取人 申立人

最終所持人 申立人

(2)手形番号 E〇205866

金額 516,417円

支払期日 令和6年5月31日

振出日 令和6年2月29日

(2)の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は(1)の約束手形の記載と同じ

令和8年（へ）第1号

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

北海道士別市多寄町三十二線西18番地
申立人 山本 聡
権利の届出の終期 令和8年6月6日
令和8年2月19日 名寄簡易裁判所
(別紙) 目録
(1)土地 士別市多寄町5829番2
田 11635平方メートル
(2)登記年月日番号 旭川地方務局名寄支局昭和3年12月17日受付第3008号
(3)登記した権利の内容
登記の目的 賃借権設定仮登記
原因 昭和3年10月31日設定
借賃 1年1000円
支払期 毎年12月2日
存続期間 5年
特約 転貸ができる
権利者 兵庫県神戸市海岸通三丁目二番邸山本商店方
三輪 泰介

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることとなります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和8年（家）第77号

北海道北見市とん田東町478番地21
申立人 加藤 良子
本籍北海道網走郡美幌町字登榮1番地、最後の住所本籍と同じ
不在者 河野 正法
昭和12年12月25日生
届出期間満了日 令和8年7月3日
釧路家庭裁判所北見支部

令和7年（家）第3603号

東京都世田谷区粕谷2丁目23番4号
申立人 岡田 晴奈
本籍群馬県甘楽郡甘楽町大字福島1056番地、最後の住所横浜市中区扇町4丁目11番地の3
第1西村ビル3階33号室
不在者 吉田 直丈
昭和7年1月26日生
届出期間満了日 令和8年6月22日
横浜家庭裁判所

令和7年（家）第614号

大阪市平野区瓜破西1丁目5番地10棟510号
申立人 下村 悟
本籍兵庫県丹波篠山市西新町、最後の住所大阪府岸和田市魚屋町106番地
不在者 黒澤 和代
昭和2年7月17日生
届出期間満了日 令和8年6月22日
大阪家庭裁判所岸和田支部

令和7年（家）第128号

山口県宇部市大字小野6613番地
申立人 井上 朱美
本籍山口県宇部市大字小野6613番地、最後の住所山口県宇部市大字小野6613番地
不在者 井上ハルエ
昭和11年4月12日生
届出期間満了日 令和8年6月30日
山口家庭裁判所宇部支部

令和7年（家）第587号

静岡県富士市田中新田176番地
申立人 小川 光子
本籍静岡県富士市中島182番地、最後の住所埼玉県東松山市松山町1丁目1番27号飯塚ハイツ松山101
不在者 佐野日出男
昭和40年2月7日生
届出期間満了日 令和8年6月24日
さいたま家庭裁判所熊谷支部

令和7年（家）第8465号

福島県会津若松市材木町2丁目7番17号市営住宅 F棟8号
申立人 菊地 博子

本籍福島県大沼郡会津美里町新屋敷字上深田甲1552番地、最後の住所東京都世田谷区北島山1丁目56番24号 明和マンション103号
不在者 菊地 宗秋
昭和35年11月15日生
届出期間満了日 令和8年6月30日
東京家庭裁判所

令和7年（家）第1872号

奈良県葛城市長尾277番地42
申立人 竹内ゆかり
本籍北海道寿都郡寿都町字矢追町91番地、最後の住所名古屋市中区七番地4丁目8番地世古きみ方（戸籍附票上の住所）
不在者 橋本 勝之
昭和11年12月17日生
届出期間満了日 令和8年7月6日
名古屋家庭裁判所

令和8年（家）第4号

三重県松阪市大黒田町1759番地
申立人 武市 信久
本籍及び最後の住所三重県松阪市大黒田町1759番地
不在者 武市 伸也
昭和49年5月4日生
届出期間満了日 令和8年6月24日
津家庭裁判所松阪支部

令和7年（家）第213号

愛知県豊橋市大岩町字沢渡9-14
申立人 大田 大
本籍高知県長岡郡大豊町怒田364番地、最後の住所高知県長岡郡大豊町怒田2137番地
不在者 大田土佐雄
昭和8年3月15日生
届出期間満了日 令和8年6月30日
高知家庭裁判所

失踪宣告**令和7年（家）第30175号**

本籍群馬県高崎市中泉町464番地3、最後の住所群馬県高崎市新保町1661番地124号
不在者 宮腰 大
昭和55年8月28日生
令和8年2月20日失踪宣告審判確定
前橋家庭裁判所高崎支部裁判所書記官

令和7年（家）第6132号

本籍東京都葛飾区柴又2丁目224番地、最後の住所東京都葛飾区新宿町4丁目224番地
不在者 岸川 彰
明治39年2月11日生
令和8年2月17日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第5180号

本籍不明（元本籍香川県那珂郡本島ノ内笠島浦82番戸主藤井久平）、最後の住所不明
不在者 松下 フサ
安政6年2月7日生
令和8年2月17日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第5502号

本籍高知県高知市西町38番地、最後の住所不明
不在者 勝賀瀬ヒデ
大正6年11月9日生
令和8年2月20日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第95号

本籍長野県大町市大町2527番地、最後の住所長野県大町市大町4631番地1
不在者 伊東 良子
昭和10年9月21日生
令和8年2月17日失踪宣告審判確定
長野家庭裁判所松本支部裁判所書記官

令和7年（家）第64号

本籍京都府京都市左京区一条寺門口町18番地2、最後の住所滋賀県大津市国分1丁目1番20号
不在者 佐藤 清子
昭和25年11月12日生
令和8年1月24日失踪宣告審判確定
大津家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第39号

本籍京都府亀岡市余部町宮田45番地、最後の住所京都府南丹市日吉町保野田萩原1番地1
第二ケアハウスはぎの里403号
不在者 藤村 収
昭和5年6月8日生
令和8年2月20日失踪宣告審判確定
京都家庭裁判所園部支部裁判所書記官

令和7年(家)第1834号

本籍大分県佐伯市蒲江大字竹野浦河内903番地1、最後の住所大阪府茨木市東奈良2丁目4番44号

不在者 黒木 峯

昭和7年12月8日生

令和8年2月20日失踪宣告審判確定

大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第72号

本籍島根県安来市荒島町1732番地、最後の住所島根県安来市荒島町1715番地11

不在者 勝部 敬

昭和13年7月13日生

令和8年2月20日失踪宣告審判確定

松江家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第27号

本籍宮城県柴田郡柴田町船岡東2丁目319番地、最後の住所宮城県柴田郡柴田町大字船岡字八入72番地152

不在者 鈴木 節子

昭和18年2月11日生

令和8年2月20日失踪宣告審判確定

仙台家庭裁判所大河原支部裁判所書記官

令和6年(家)第164号

国籍アメリカ合衆国(日本国籍離脱時の本籍横浜市神奈川区西寺尾町37番地)、最後の住所不詳

不在者 宮内 律子

西暦1933年12月5日生

令和8年2月21日失踪宣告審判確定

千葉家庭裁判所八日市場支部裁判所書記官

令和7年(家)第33号

国籍タイ王国、最後の住所千葉県海上郡海上町高生941番地10

不在者 カプラウエート、スパッター

西暦1964年6月13日生

令和8年2月18日失踪宣告審判確定

千葉家庭裁判所八日市場支部裁判所書記官

令和7年(家)第73号

国籍中国、最後の住所不明

不在者 韓 秀麗

西暦1977年8月21日生

令和8年2月18日失踪宣告審判確定

千葉家庭裁判所八日市場支部裁判所書記官

令和6年(家)第661号

本籍岡山県倉敷市玉島乙島6063番地、最後の住所岡山県倉敷市玉島八島3463番地1

不在者 中野 安二

昭和22年4月20日生

令和7年9月19日失踪宣告審判確定

岡山家庭裁判所玉島出張所裁判所書記官

失踪宣告取消**令和7年(家)第752号**

本籍大阪市浪速区恵美須西3丁目4番、住所神戸市中央区神若通6丁目4-1明芳病院

申立人(失踪者) 片岡 芳弘

昭和23年4月17日生

令和8年2月20日失踪宣告取消審判確定

神戸家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったため、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(へ)第2号

京都府京都市下京区西七条東久保町55番地

申立人 第一工業製薬株式会社

代表者代表取締役 山路 直貴

申立人代理人弁護士 石川 良一

権利を争う旨の申述の終期 令和8年2月9日

令和8年2月12日 長岡簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 J Z 14257

金額 367,540円

支払期日 令和7年12月30日

支払地 長岡市

支払場所 株式会社第四北越銀行 長岡営業部

振出日 令和7年9月8日

振出地 新潟県長岡市城内町3丁目7番地8

振出人 紺商株式会社 代表取締役 瀧澤 光

正

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(へ)第1号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったため、前記権利は失権する。

鹿児島県始良市加治木町本町110番地

申立人 厚地 健二

権利の届出の終期 令和8年2月16日

令和8年2月18日 加治木簡易裁判所

(別紙) 目録

(1)土地 始良市加治木町本町53番2

宅地 29.09平方メートル

(2)登記年月日番号 鹿児島地方方法務局霧島支局明治33年4月19日受付第1359号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定

原因 明治33年4月11日設定

目的 建物所有

範囲 宅地159坪の内南方50坪

存続期間 12年

地代 1月80銭

支払期 毎月末日

地上権者 始良郡加治木町加治木64番戸

久枝喜之助

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年(フ)第15号

岩手県一関市室根町折壁字上前木48番地1

債務者 有限会社加藤興業

代表者代表取締役 加藤 金男

1 決定年月日時 令和8年3月3日午後1時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 富谷 耕作

4 破産債権の届出期間 令和8年3月31日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午後2時

盛岡地方裁判所一関支部

令和8年(フ)第24号

長野市信州新町上条125番地1

債務者 特定非営利活動法人しんまち

代表者理事 坂元 芳治

1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 中島 実香

4 破産債権の届出期間 令和8年4月2日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午前10時30分

長野地方裁判所民事部破産係

令和8年(フ)第33号

長野県安曇野市穂高6998番地1

債務者 安梓新聞店合同会社

代表者代表社員 松崎 広明

1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 高野尾三徳

4 破産債権の届出期間 令和8年4月2日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月2日午前11時

長野地方裁判所松本支部

令和8年(フ)第301号

東京都清瀬市上清戸1丁目10番7号

債務者 フューチャー・シーフード・ジャパン

合同会社

代表者代表社員 玉金 弘直

1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 古庄 野火

4 破産債権の届出期間 令和8年4月6日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月5日午前11時15分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第371号

横浜市都筑区東山田町678番地1

債務者 関東技研株式会社

代表者代表取締役 藤田 大輔

1 決定年月日時 令和8年3月3日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 青山 正規

4 破産債権の届出期間 令和8年4月6日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月9日午前11時30分

横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第4号

茨城県久慈郡大子町大字塙734番地
債務者 三宝産業株式会社
代表者代表取締役 小泉 喜嗣

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 飯島 章弘
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午後2時

水戸地方裁判所

令和7年(フ)第423号

奈良市横井6丁目507番1
債務者 株式会社奈良中央管材
代表者代表取締役 杷野 弘司

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坪田 園子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午前10時30分

奈良地方裁判所破産係

令和8年(フ)第17号

福岡県久留米市梅満町1624-1 レンタルルーム梅満107
債務者 合同会社WebFactory
代表者清算人 田中 克之

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 神原奈津子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午前11時

福岡地方裁判所久留米支部

令和8年(フ)第6号

兵庫県洲本市由良2丁目6番2号
債務者 有限会社竹中商事
代表者取締役 竹中 祐司

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 富本 和路
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午後1時30分

神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和8年(フ)第409号

大阪市東成区大今里西1丁目28番5号
債務者 株式会社つくし
代表者代表取締役 井上美紀子

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 後岡 美帆
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午後1時40分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3328号

横浜市鶴見区大東町3番地16グランイーストT202
債務者 株式会社川平総業
代表者代表取締役 川平圭一郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤本 創吉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月2日午後1時40分

横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第5号

長野県松本市大字島内8285番地
債務者 有限会社於多屋農場
代表者取締役 竹内 實男

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 愛川 直秀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月2日午前11時30分

長野地方裁判所松本支部

令和7年(フ)第561号

愛知県岡崎市中岡崎町5番地19
債務者 有限会社浜石
代表者代表取締役 石川 晴久

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中根 雄志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月2日午後2時

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年(フ)第31号

茨城県ひたちなか市笹野町2丁目17番10号
債務者 株式会社東興
代表者代表取締役 小沼 道広

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 白石 裕
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午前11時30分

水戸地方裁判所

令和8年(フ)第3号

山梨県南巨摩郡身延町帯金2007番地
債務者 株式会社山梨山本佐吉商店
代表者代表取締役 黒川とも子

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小野 正毅
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午後2時

甲府地方裁判所民事部破産係

令和8年(フ)第44号

静岡県伊豆の国市長岡1022番地の29コンフォールタワー伊豆長岡605号室
債務者 株式会社アクシアラボ
代表者代表取締役 安孫子伸一

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平 和晃
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午前11時30分

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和8年(フ)第678号

大阪府平野区加美正覚寺1丁目17番31号
債務者 有限会社Buzen
代表者代表取締役 中武 善夫

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩本 亘平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第36号

岡山県倉敷市東富井957番地13
債務者 株式会社斯波
代表者代表取締役 斯波 篤

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渋谷 康華
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午後1時30分

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第521号

岐阜県各務原市入会町2丁目22番地
債務者 有限会社マイン
代表者取締役 中山 忠明

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 後藤 隆吉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月5日午前10時10分

岐阜地方裁判所

令和8年(フ)第20号

三重県員弁郡東員町北大社2167番グランディルジ211号室
債務者 勇輝商事運輸株式会社
代表者代表取締役 江川 雅紀

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田すみ江
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月5日午前11時

津地方裁判所四日市支部破産係

令和8年(フ)第258号

横浜市都筑区富士見が丘14番6号サンホワイト富士見が丘607、商業登記簿上の本店所在地横浜市都筑区富士見が丘14番6号サンホワイト富士見が丘605

債務者 有限会社K'Sスチール
代表者取締役 神田 隆

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小池 翼
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午後1時30分

横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第39号

広島県福山市鞆町後地26-45、商業登記簿上の本店所在地広島県福山市駅家町大字近田293番地20
債務者 株式会社精密加工のコツコツ
代表者代表取締役 織田 寿臣

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午前9時50分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 寺澤 恵美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月12日午前10時55分

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和8年(フ)第50号

福井市太田町第30号30番地
債務者 株式会社CAMP CREATORS
代表者代表取締役 山村 元邦

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野坂 佳生
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月23日午前10時
福井地方裁判所民事部破産係

令和8年(フ)第94号

愛知県額田郡幸田町大字菱池字錦田91番地3
債務者 幸田タクシー株式会社
代表者代表取締役 葉賀 玲子

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 牧野 守
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月30日午後1時20分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年(フ)第525号

大阪市西区新町1丁目7番3号
債務者 ファンワールド株式会社
代表者代表取締役 生駒 大尊

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤 海大
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第720号

大阪府守口市金田町1丁目20番6号
債務者 合同会社サークライズ
代表者代表社員 竹下 学

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 林 雅義
大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年(フ)第72号

兵庫県加古川市加古川町溝之口234番地の1
債務者 前田 伸之

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 赤松 範夫

- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月22日午前10時20分

- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和8年(フ)第1号

茨城県銚田市飯名394番地
債務者 佐藤 慶

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 関山 英忠
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
水戸地方裁判所

令和8年(フ)第57号

福井県あわら市花乃杜3丁目27番10号
債務者 杉本 明嶺

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮本 健治
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第62号

岐阜県可児市今渡1646番地1 グランドソレーユ102
債務者 正善 克則

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 新海久美子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和7年(フ)第3206号

名古屋市中村区角割町2丁目39番地の6
債務者 小原 恵里

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中子 祐矢

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第224号

愛知県清須市春日宮重町165番地 ハーベストガーデンⅡ・101
債務者 松山 貴紀

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 巧
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第143号

大阪府松原市北新町2丁目2番25号
債務者 江川 裕介

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 芋田 圭太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年(フ)第24号

鹿児島市武岡5丁目33番62-21号
債務者 池田万里子

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 下村 哲也
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和8年(フ)第496号

大阪府中央区森ノ宮中央2丁目13番35-301号
債務者 上田 勝

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 板東 大介
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第526号

大阪市淀川区宮原5丁目7番45号 ネバーランド新大阪 202号
債務者 生駒 大尊

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤 海大
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間**令和8年(フ)第63号**

北九州市八幡西区沖田4丁目2番22号
債務者 吉田 智子

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年(フ)第89号

福岡県中間市中央1丁目40番29号
債務者 福原 奈央

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第465号

函館市富岡町3丁目38番11号
債務者 斉藤 久乃

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第499号

函館市五稜郭町14番23号 五稜ハイツ102
債務者 堀川真紀子

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
函館地方裁判所

令和8年(フ)第39号

函館市松風町6番17号

債務者 石田 恵照

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
函館地方裁判所

令和8年(フ)第43号

函館市弁天町1番11—210号 弁天改良団地

債務者 千葉 一茂

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
函館地方裁判所

令和8年(フ)第56号

函館市広野町6番22—206号 広野宿舍7棟

債務者 府内 絵海

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
函館地方裁判所

令和8年(フ)第68号

函館市乃木町5番36号 メゾン乃木D号室

債務者 大江 侑椰

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第264号

山形市飯塚町1191番地(A-103号) 市営

飯塚アパートA棟

債務者 石川 鈴子

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
山形地方裁判所民事部

令和8年(フ)第15号

山形市大字沼木121番地の245

債務者 本間美智子

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
山形地方裁判所民事部

令和8年(フ)第21号

山形県天童市東本町1丁目11番27号 ひだまり館C 102号

債務者 山内 千春

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
山形地方裁判所民事部

令和8年(フ)第24号

山形市上町4丁目3番31号 パールレジデンス 205号

債務者 佐藤 佳史

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
山形地方裁判所民事部

令和8年(フ)第206号

さいたま市見沼区大字大谷1780番地 6—501、旧住所埼玉県北足立郡伊奈町大字小室4046番地7

債務者 磯田 健一

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第999号

埼玉県狭山市大字上奥富183番地 農住メゾン堂元105

債務者 高野はるみ

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(フ)第68号

埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘4丁目1番13—406号

グリーンタウン松ヶ丘

債務者 高山 明澄

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(フ)第85号

埼玉県入間市大字野田318番地1 ガーデンハイツII202

債務者 本郷 芽衣

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(フ)第115号

北九州市戸畑区境川1丁目7番4—603号、前住所北九州市小倉北区緑ヶ丘1丁目13番13—306号

債務者 池田 榛花

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年(フ)第8号

新潟県柏崎市半田1丁目16番14—101号 ロイヤルキヨシA

債務者 高荒優理香

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和8年(フ)第10号

新潟県長岡市雨池町104番地19

債務者 今井 亮

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和8年(フ)第20号

静岡県浜松市浜名区三ヶ日町宇志1585番地

フローレンスI 203

債務者 三浦純子こと 鄭 純子

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和8年(フ)第54号

静岡県磐田市福田709番地1 エスポワール101

債務者 眞田 一輝

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和8年（フ）第58号

静岡県浜松市中央区元魚町20番地の3
債務者 服部久美子

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和8年（フ）第69号

静岡県浜松市中央区上西町45番地の20
債務者 濱 尚己

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年（フ）第3053号

名古屋市千種区城山町1丁目27番地の1 泰山ハイツ20D号
債務者 神谷 福美

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第3297号

名古屋市名東区猪子石1丁目507番地 名東クレール205号
債務者 池田 寛子

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第19号

名古屋市中川区西日置1丁目8番15号 レオパレスアメニティ名古屋307号、従前の住所大阪府富田林市津々山台5丁目3番5号
債務者 一村 光兵（旧姓中村）

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第30号

名古屋市西区名西1丁目9番35号 セブンデイズめいせい、従前の住所名古屋市区坂井戸町213番地
債務者 田中 正人

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第94号

代替住所A（旧住所愛知県津島市明天堂2丁目14番地1 明天住宅2号）
債務者 村山 琉七

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第118号

愛知県海部郡大治町大字三本木字村部179番地 カーサレバンテ302号
債務者 柴田 忍

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第122号

代替住所A（旧住所名古屋市区善進本町18番地ウイスタリアコート3C号）
債務者 井上 祐美

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第124号

愛知県春日井市六軒屋町字松山40番地17
債務者 河村 里江

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第142号

名古屋市南区元柴田東町2丁目31番地の1
中岡建設(株)柴田寮
債務者 鶴澤 浩

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第177号

愛知県春日井市八幡町70番地1
債務者 山下 一正

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第183号

愛知県長久手市城屋敷2327番地 アレイハイム101号
債務者 境野 直道

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第195号

名古屋市港区泰明町2丁目12番地 新泰明荘8棟606号
債務者 浅田美智子

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第253号

愛知県半田市出口町1丁目23番地の4
債務者 水谷 彩

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第256号

名古屋市名東区梅森坂4丁目101番地 市営梅森荘11棟301号
債務者 田畑 雅治

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第24号

岡山县倉敷市有城1169番地49、転居前の住所宮崎県宮崎市大字小松209番地7
債務者 荒木 優花（旧姓和田）

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年（フ）第2705号

札幌市白石区本通7丁目南7番27号 ハイム
ミント202号

債務者 島田 和範

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第6号

札幌市中央区南8条西15丁目3番8-102号
債務者 有岡 珠里

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第33号

札幌市中央区北2条西26丁目1番18-205号
債務者 高橋恵里子

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第43号

札幌市中央区南3条東3丁目18番地6 イノ
ベ札幌大通南605号

債務者 高橋 泰史

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第64号

札幌市北区北33条西12丁目1番13号 楽明館
33-104号

債務者 植津 幸次

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第81号

札幌市中央区南11条西1丁目2番12-403号
債務者 吉村 遥花（旧姓木村）

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第139号

札幌市北区北22条西3丁目2番8-407号
債務者 奥田 智明

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第224号

札幌市豊平区平岸3条4丁目1番29-403号
債務者 紺野真志保

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第258号

札幌市厚別区厚別中央3条4丁目3番22-
101号

債務者 三上 静佳

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第276号

札幌市西区宮の沢1条5丁目1番30号 ライ
フシップ宮の沢

債務者 谷岡千枝子

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第14号

釧路市鶴ヶ岱2丁目5番5号 パークサイド
A101号室、前住所釧路市桜ヶ岡2丁目3番
31号

債務者 小田千加子

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
釧路地方裁判所民事部

令和7年（フ）第88号

青森県十和田市東二十二番町17番3号 グラ
ンデール I F

債務者 後藤美友紀

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
青森地方裁判所十和田支部

令和8年（フ）第229号

さいたま市岩槻区城町2丁目7番21-1号
債務者 井出 美香

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第230号

さいたま市岩槻区城町2丁目7番21-1号
債務者 井出 美月

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第254号

埼玉県川口市南鳩ヶ谷5丁目1番9号 フ
リーポートミナミ301号

債務者 村井森こと 張 霖

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第267号

埼玉県上尾市大字上尾下913番地3 ラミエ
II303

債務者 渡辺 房生

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第283号

埼玉県和光市本町28番11-206号
債務者 須賀みゆき

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第108号

埼玉県越谷市大字大泊989番地4
債務者 星 美優 (旧姓櫻田)

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年(フ)第119号

埼玉県三郷市彦糸1丁目163番地4 ヴィ
レッジ壱番館6号室
債務者 小野寺圭子 (旧姓小俣)

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年(フ)第122号

埼玉県越谷市蒲生西町2丁目4番25号 ネコ
シア101
債務者 上杉 遥

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年(フ)第97号

埼玉県入間郡毛呂山町平山3丁目8番地11
村田荘2号、前住所埼玉県入間郡毛呂山町大字
小田谷324番地25
債務者 Biぶらすこと 村本あゆみ

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(フ)第111号

埼玉県入間市狭山台2丁目8番地14
債務者 大迫菜々子

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(フ)第55号

埼玉県行田市大字持田795番地3
債務者 倉林美代子

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和8年(フ)第35号

千葉県東金市油井168番地62
債務者 石野 俊介

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和8年(フ)第73号

川崎市多摩区長沢4丁目37番6-104号
債務者 齋藤 信広

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年(フ)第74号

川崎市川崎区浜町2丁目13番37-712号
債務者 長野 有子

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年(フ)第126号

川崎市川崎区榎町6番2-603号 S T O R
K M I Y A G A W A
債務者 新垣 淳

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年(フ)第12号

岐阜県中津川市茄子川2077番地の330 レイ
クハイム101号
債務者 笹川 悦子

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

令和8年(フ)第3号

京都府舞鶴市行永東町27番地11
債務者 H i B i K iこと 小仲 陸美 (旧姓
田村)

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和8年(フ)第12号

兵庫県小野市黒川町1818ウィングコートB
202、住民票上の住所兵庫県加東市梶原358番
地2ルミエール社307号
債務者 小林 和子 (旧姓蓬萊)

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
神戸地方裁判所社支部

令和8年(フ)第14号

鹿児島市春山町1264番地3 ルピナスコート
102号、前住所鹿児島市上福元町5645番地12
セゾンソフィア203号
債務者 岡野 匡陸

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和8年(フ)第45号

鹿児島市東郡元町18番34号
債務者 山下 美和

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第543号

沖縄県那覇市壺屋1丁目19番16号 コーポタ
カ201号、住民票上の住所東京都立川市高松
町2丁目4番14号
債務者 赤塚 拓哉

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
那覇地方裁判所民事第3部

破産手続開始決定中更正**令和7年(フ)第528号**

破産者 柴田 健治
当裁判所が令和8年1月19日にした破産手続
開始決定中、破産者の住所を「愛知県豊田市小
田木町大下29番地」と更正する。
令和8年2月27日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続終結

令和7年（フ）第133号

奈良市押熊町657番地の2
破産者 有限会社関西ルーフコンサルタント

- 1 決定年月日 令和8年3月2日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

奈良地方裁判所破産係

令和7年（フ）第796号

名古屋市瑞穂区洲山町2丁目24番地
破産者 有限会社アズ・エルフ

- 1 決定年月日 令和8年3月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年（フ）第45号

名古屋市緑区大高町字鶴田10番地の2 佐藤ビル302号、開始決定時の住所愛知県刈谷市日高町3丁目713番地 日高ハイツ205号
破産者 八百悠こと 大谷 昌永

- 1 決定年月日 令和8年3月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年（フ）第3588号

大阪市生野区小路3丁目5番4号
破産者 株式会社SUDO

- 1 決定年月日 令和8年3月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第586号

堺市西区神野町1丁目19番24号
破産者 介護住宅設備株式会社

- 1 決定年月日 令和8年3月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年（フ）第6号

兵庫県明石市魚住町清水2239番地の8
破産者 高橋商事株式会社

- 1 決定年月日 令和8年3月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

神戸地方裁判所明石支部破産係

令和6年（フ）第2号

北海道網走市港町4番地の69
破産者 有限会社やまう内山食品

- 1 決定年月日 令和8年3月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

釧路地方裁判所網走支部破産係

令和6年（フ）第275号

福島市飯坂町平野字桜田20番地の17
破産者 アース株式会社

- 1 決定年月日 令和8年3月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

福島地方裁判所

令和7年（フ）第1406号

東京都多摩市貝取1丁目2番地の1 セレッソ・リーオ101
破産者 河野 壮人

- 1 決定年月日 令和8年3月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第303号

千葉県習志野市鷺沼台4丁目8番3号
破産者 株式会社かきよし

- 1 決定年月日 令和8年3月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第302号

京都府向日市鶏冠井町馬司11番地
破産者 株式会社ムカイ

- 1 決定年月日 令和8年3月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年（フ）第371号

京都市西京区桂上野東町101番地ウエルネスアーク桂2F
破産者 株式会社オックス

- 1 決定年月日 令和8年3月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

京都地方裁判所第5民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

令和5年（フ）第125号

広島市東区福田8丁目8番1-104号、開始決定時の住所山口市上宇野令814番地1 ヴィラグレイスⅡ 210号
破産者 秋本 竜弘

- 1 決定年月日 令和8年2月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

山口地方裁判所民事部破産係

令和7年（フ）第45号

群馬県高崎市倉瀨町三ノ倉265番地2
破産者 原田 正則

- 1 決定年月日 令和8年3月2日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所高崎支部

令和6年（フ）第363号

さいたま市西区大字清河寺857番地10
破産者 加藤 伸章

- 1 決定年月日 令和8年3月2日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年（フ）第1854号

さいたま市西区大字指扇2407番地266
破産者 永野 智代（旧姓牧石）

- 1 決定年月日 令和8年3月2日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第531号

茨城県龍ヶ崎市佐貫町740番地 アクティ佐貫2号棟104号室、破産開始決定時の住所埼玉県蕨市南町3丁目2番1号 ルピナス蔵305号
破産者 土屋 博嗣

- 1 決定年月日 令和8年3月2日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第676号

さいたま市浦和区元町2丁目5番9号
ビューノ北浦和302
破産者 松下かおる

- 1 決定年月日 令和8年3月2日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第723号

埼玉県上尾市今泉3丁目30番地4 シャンポール今泉210、旧住所埼玉県上尾市大字領家115番地18

破産者 芳賀 久男

- 1 決定年月日 令和8年3月2日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年（フ）第4097号

大阪府大東市灰塚5丁目7番6号 東建マンション412号、開始決定時大阪府大東市灰塚2丁目1番24号

破産者 青木 幸（旧名俊幸）

- 1 決定年月日 令和8年3月2日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年（フ）第6049号

大阪府茨木市橋の内2丁目7番7-201号、前住所京都府木津川市木津八ヶ坪6番地6

破産者 HERI WAHYUDI ヘリワフユディ

- 1 決定年月日 令和8年3月2日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第21号

福岡県田川市大字川宮779番地13 パサージュ川宮K 202号、前住所福岡県田川市大字伊田565番地

破産者 山口 裕子

- 1 決定年月日 令和8年3月2日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

令和6年（フ）第298号

沖縄県うるま市石川東恩納977番地3 ヒルズガーデン304

破産者 赤嶺 樹

- 1 決定年月日 令和8年3月2日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年（フ）第110号

新潟市東区上木戸5丁目19番15号 ハイッニューセブン202号、開始決定時の住所新潟市中央区鳥屋野1丁目34番22号

破産者 高田 健

- 1 決定年月日 令和8年3月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和7年（フ）第174号

新潟市秋葉区新町3丁目13番37号 西山アパート203号、申立時の住所新潟市秋葉区新津東町1丁目6番27号

破産者 四季彩 BISTROねむの木こと 池田 譲二

- 1 決定年月日 令和8年3月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和7年（フ）第235号

新潟市中央区南出来島1丁目5番13号3

破産者 齋藤 悦男

- 1 決定年月日 令和8年3月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和7年（フ）第26号

新潟県見附市新町2丁目8番22号

破産者 宮島 成行

- 1 決定年月日 令和8年3月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年（フ）第355号

静岡県焼津市吉永550番地の1、旧住所静岡県焼津市吉永781番地の5

破産者 古知 和也

- 1 決定年月日 令和8年3月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第424号

静岡県葵区瀬名1丁目3番N-356号

破産者 森田 静男

- 1 決定年月日 令和8年3月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第81号

鳥取県鳥取市浜坂4丁目2番20号 Dスマンション203号、旧住所鳥取県鳥取市湖山町北2丁目675番地

破産者 加藤 啓一

- 1 決定年月日 令和8年3月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

債権者集会招集

令和7年（フ）第385号

大阪府福島区吉野1丁目1番25-906号、前住所大阪府貝塚市小瀬597番地

破産者 山崎 裕輔

- 1 期日 令和8年4月27日午後3時
 - 2 会議の目的 破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
- 令和8年3月4日

大阪地方裁判所第6民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和7年（フ）第504号

宮崎市中村東2丁目3番14号 ミライズビル302号、前住所宮崎市松橋1丁目5番17号

破産者 重松 浩一

異議申述期間 令和8年4月15日まで

令和8年3月4日 宮崎地方裁判所破産係

令和7年（フ）第2016号

愛知県春日井市大和通2丁目51番地2 レール勝川102、従前の住所横浜市緑区鴨居4丁目49番6号 ルカナルA

破産者 岩田 知春

異議申述期間 令和8年4月28日まで

令和8年3月3日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第4316号

大阪府西区江戸堀1丁目25番29号江戸堀KNビル201号室

破産者 産研株式会社

異議申述期間 令和8年4月28日まで

令和8年3月3日

大阪地方裁判所第6民事部

免責許可申立てに関する意見
申述期間

令和7年(フ)第62号

徳島県阿波市阿波町大次郎10-5 住宅型
有料老人ホーム わか葉、旧住所徳島県阿波
市市場町香美字八幡本91番地2
破産者 那須加代子

免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
令和8年3月4日 徳島地方裁判所民事部

免責審審期日

令和7年(フ)第5443号

フィリピン共和国 首都圏(メトロ・マニラ)
タギッグ市 ボニファシオ・グローバル・シ
ティ フォーブスタウン・ロード ペラジ
オ・タワー3 30G号室、住民票上の最後の
住所東京都大田区上池台2丁目10-5
破産者 シールズ・ティモシー・パトリック
審審期日 令和8年6月8日午前11時30分
令和8年3月3日

東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

令和7年(ヒ)第501号

福島県会津若松市本町9番13号
清算株式会社 株式会社L L Z
代表清算人 宮崎 禮二

1 決定年月日 令和8年2月26日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を
命ずる。

福島地方裁判所会津若松支部

令和8年(ヒ)第2005号

東京都千代田区神田淡路町1丁目19番地白須
ビル1F
清算株式会社 株式会社大江戸商事
代表清算人 高澤 俊幸

1 決定年月日 令和8年3月3日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を
命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(ヒ)第1号

兵庫県尼崎市武庫元町2丁目16番12号
清算株式会社 株式会社A S M管理
代表清算人 中村 知世

1 決定年月日 令和8年2月25日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を
命ずる。

神戸地方裁判所尼崎支部

令和8年(ヒ)第2号

兵庫県尼崎市武庫元町2丁目16番12号
清算株式会社 明日香食品株式会社
代表清算人 中村 知世

1 決定年月日 令和8年2月25日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を
命ずる。

神戸地方裁判所尼崎支部

令和8年(ヒ)第3号

兵庫県尼崎市武庫元町2丁目16番12号
清算株式会社 株式会社モンマルシェ商事
代表清算人 中村 知世

1 決定年月日 令和8年2月25日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を
命ずる。

神戸地方裁判所尼崎支部

令和8年(ヒ)第4号

愛媛県四国中央市三島宮川3丁目6番10号
清算株式会社 株式会社エイチワイ
代表清算人 大西 卓

1 決定年月日 令和8年3月3日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を
命ずる。

松山地方裁判所西条支部

特別清算終結

令和7年(ヒ)第10号

栃木県河内郡上三川町西汗1684番地20
清算株式会社 株式会社宇塚

1 決定年月日 令和8年2月27日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(ヒ)第2065号

東京都港区虎ノ門3-11-9シュミット虎ノ
門ビル5F
清算株式会社 株式会社A管財

1 決定年月日 令和8年3月3日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第2093号

東京都杉並区荻窪4丁目30番16号
清算株式会社 株式会社E v o l v i n g G

1 決定年月日 令和8年2月27日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第1号

新潟県佐渡市北狄1561番地
清算株式会社 株式会社A c r o s s T h e
S e a

1 決定年月日 令和8年3月3日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所佐渡支部

令和7年(ヒ)第1002号

長野県千曲市大字鑄物師屋150番地
清算株式会社 株式会社M J
代表清算人 森川 潤一

1 決定年月日 令和8年2月27日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
長野地方裁判所上田支部

令和7年(ヒ)第1011号

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字豊浦2番地
清算株式会社 M R E株式会社

1 決定年月日 令和8年3月3日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(ヒ)第3007号

大阪市北区梅田1丁目2番2号大阪駅前第2
ビル12-12
清算株式会社 株式会社プロコン

1 決定年月日 令和8年3月3日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(ヒ)第3008号

大阪市北区梅田1丁目2番2号大阪駅前第2
ビル12-12
清算株式会社 スカーレット株式会社

1 決定年月日 令和8年3月3日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(ヒ)第8号

奈良県橿原市新賀町139番地の1
清算株式会社 株式会社K J整理会社

1 決定年月日 令和8年3月3日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
奈良地方裁判所葛城支部

令和7年(ヒ)第103号

鹿児島市平之町10番15号 グランフォーレ高
見馬場1102
清算株式会社 株式会社薩摩製作所
代表清算人 篠原 秀嗣

1 決定年月日 令和8年3月2日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所民事第3部

特別清算協定認可

令和7年(ヒ)第2001号

青森県弘前市大字石渡字田浦61番地2
清算株式会社 株式会社長慶
代表清算人 寺本 収宏

1 決定年月日 令和8年3月2日
2 主文 次の協定を認可する。
協定

第1 一般債権

1 定義
本協定における一般債権とは、協定債権
のうち、担保権付債権以外のものをいう。
2 利息・遅延損害金の免除
一般債権のうち、特別清算開始決定日以
後の利息及び遅延損害金については、本協
定認可決定確定時に全額免除を受ける。

3 弁済基準債権額

本協定に基づく弁済額算定にあたり、基
準となる債権額は、特別清算開始決定日を
基準日とし、同日現在における元本及び利
息・遅延損害金(利息・遅延損害金は基準
日の前日までの分とする)の合計額とする。
4 弁済

(1) 協定債権者株式会社青和は、一般債権
者としての弁済は受領しない。

(2) 清算株式会社は、協定債権者株式会
社青和を除く各一般債権者に対し、担保権
付債権者の担保権によって弁済されない
残額が確定した日(令和8年11月30日時
点で残額が確定しない場合には同日とす
る)から2か月以内に、同時点において
換価処分が終了した資産の換価代金から
必要な経費を控除した残額を、各弁済基
準債権額の割合に応じて按分弁済する。

(3) この弁済は、各一般債権者の指定する
金融機関の口座に送金する方法により実
施する。送金手数料は清算株式会社の負
担とする。

5 免除

(1) 協定債権者株式会社青和は、清算株式
会社に対し、担保権によって弁済されな
い残額について、その債務を免除する。

(2) 協定債権者株式会社青和を除く各一般
債権者は、第4項の規定による弁済を受
けたときは、清算株式会社に対し、各弁
済基準債権額から各弁済額を控除した残
額につき、その債務を免除する。

6 追加弁済

第4項記載の弁済の終了後、換価できた資産がある場合、清算株式会社は、換価代金から必要な費用を控除した残額を、第4項(2)記載の各一般債権者に対し、各弁済基準債権額の割合に応じて按分弁済する。この場合においては、各一般債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

7 残余財産

その他、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、第4項(2)記載の各一般債権者に対し、各弁済基準債権額の割合に応じて按分弁済する。この場合においては、各一般債権者が第5項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

第2 担保付債権

1 不足額の取扱

清算株式会社は、協定債権者株式会社青和を除く担保権付債権者に対しては、担保権によって弁済されない残額について、一般債権の例によって弁済する。

ただし、令和8年11月30日現在において、担保権によって弁済されない残額が確定しない債権については、一般債権としての弁済から除外する。

この場合、担保付債権者は、担保権によって弁済されない残額が確定した時点において、その残額について、清算株式会社に対し、債務を免除する。

青森地方裁判所弘前支部

令和7年(七)第23号

埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4627番地2
清算株式会社 株式会社やまみず
代表清算人 若林 定之

1 決定年月日 令和8年3月2日

2 主文 次の協定を認可する。

協定

1 定義

- (1) 本協定において、別紙1の表に記載の債権者を金融債権者とする。
- (2) 本協定において、別紙2の表に記載の債権者を個人債権者とする。

(3) 本協定において、別紙3の表に記載の債権者を会員債権者とする。

(4) 本協定において、前3号記載の債権者を協定債権者とする。

2 協定債権の弁済

(1) 清算株式会社は、金融債権者に対し、本協定の認可が確定した日から3か月以内に、別紙1のとおり弁済する。

(2) 清算株式会社は、個人債権者に対し、本協定の認可が確定した日から3か月以内に、別紙2のとおり弁済する。

(3) 清算株式会社は、会員債権者に対し、本協定の認可が確定した日から3か月以内に、会員権1口につき、各会員債権者の入会年度に従い、別紙3のとおり弁済する。

(4) 清算株式会社は、前3号の弁済の合計金額を超過する弁済原資を有する場合には、当該超過額を各協定債権者の元本債権額に応じて按分し、前3号の支払い金額に加算して各協定債権者に弁済する。

3 協定債権の免除

各協定債権者は、前項各号の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額(特別清算開始決定の前後を問わず一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。)から各弁済額を控除した金額につき、その債務を免除する。

4 新たな財産が発見された場合の取扱い

(1) 第2項記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 前号の場合において、弁済額が1000円未満となる債権者は、弁済の対象者から除外する。

(3) 第1号の場合、第3項に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。

(別紙省略)

以上

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(七)第2088号

東京都千代田区丸の内1丁目9番2号
清算株式会社 富士メタル株式会社
代表清算人 金刺 孝司

1 決定年月日 令和8年3月3日

2 主文 次の協定を認可する。

協定

第1 通則

1 協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、富士メタル株式会社(以下「清算株式会社」という)に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権(以下「協定債権」という)とする。

2 利息・遅延損害金の免除

協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

3 弁済の方法及び端数の処理

(1) 弁済の方法

協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所(東京都千代田区丸の内1-9-2グラントウキョウサウスタワー13階)において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する(振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする)。

(2) 弁済における端数の処理

協定債権の弁済において生じる弁済額の1円未満の端数は切り捨てる。

第2 協定債権の弁済及び放棄

1 協定債権の弁済

清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から2ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が終了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。

2 協定債権の放棄

各協定債権者は、上記1の弁済を受けたときに、その余の協定債権をすべて放棄する。なお、上記1の弁済原資が存しない場

合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社から各協定債権者に通知したときに、各協定債権者は協定債権をすべて放棄する。

3 追加弁済

上記1による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各協定債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記2による放棄の効力は失われるものとする。

(別紙省略)

以上

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(七)第2092号

東京都千代田区丸の内1丁目9番2号グラントウキョウサウスタワー13階
清算株式会社 山室繊維株式会社
代表清算人 高橋 国臣

1 決定年月日 令和8年3月2日

2 主文 次の協定を認可する。

協定

第1 通則

1 協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、山室繊維株式会社(以下「清算株式会社」という)に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権(以下「協定債権」という)とする。

2 利息・遅延損害金の免除

協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

3 弁済の方法及び端数の処理

(1) 弁済の方法

協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所(東京都千代田区丸の内1-9-2グラントウキョウサウスタワー13階)において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する(振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする)。

(2) 弁済における端数の処理

協定債権の弁済において生じる弁済額の1円未満の端数は切り捨てる。

第2 一般債権

1 一般債権の定義

一般債権とは、協定債権のうち、後記第3の1にて定義する関係者債権に該当しないものをいう。

2 一般債権の弁済及び免除

(1) 一般債権の弁済

一般債権の弁済は、清算株式会社の全資産の換価が終了した日または本協定認可決定確定日のいずれか遅い日から1ヶ月以内に、清算株式会社の全資産の換価により得た金員から、本特別清算手続が終了するまでに発生または発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続のために支出した清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した後の金額を弁済原資として、別紙協定債権額一覧表記載の株式会社北洋銀行、北海道信用保証協会、北見信用金庫、株式会社北陸銀行、旭川信用金庫及び株式会社商工組合中央金庫に対し、それぞれの債権額に応じて按分した額を弁済する。

(2) 一般債権の免除

一般債権者は、第2の2(1)の弁済を受けたときに、その余の一般債権をすべて免除する。なお、第2の2(1)の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各協定債権者に通知したときに、各協定債権者は協定債権をすべて放棄する。

(3) 追加弁済

第2の2(1)による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙協定債権額一覧表記載の株式会社北洋銀行、北海道信用保証協会、北見信用金庫、株式会社北陸銀行、旭川信用金庫及び株式会社商工組合中央金庫に対して、それぞれの債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、第2の2(2)による免除の効力は失われるものとする。

第3 関係者債権

1 関係者債権の定義

関係者債権とは、別紙協定債権額一覧表記載のうち、高橋国臣が有する債権をいう。

2 関係者債権についての免除

関係者債権者は、本協定認可決定確定時において、関係者債権をすべて免除する。(別紙省略)

以上

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第11号

香川県高松市川島本町420番地2
清算株式会社 株式会社多田会館
代表清算人 多田 敏恭

1 決定年月日 令和8年3月2日

2 主文 次の協定を認可する。

協定

1 本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権(以下「協定債権」という。)であり、同債権を有するものを協定債権者という。

2 別紙協定債権者一覧記載の協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権の全額(協定債権に対する利息、遅延損害金の一切を含む。)につき、その債務を免除する。

3 前項の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定債権者一覧の協定債権額に応じて按分して弁済する(ただし、1円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する)。この場合における弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

(別紙省略)

以上

高松地方裁判所民事部

監督命令

令和8年(再)第4号

栃木県佐野市越名町2066番地3

再生債務者 石井 克幸

1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2 監督委員 東京都千代田区丸の内3-4-2新日石ビル10階 田辺総合法律事務所 弁護士 上中 綾子

令和8年3月3日

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再)第1号

福岡県飯塚市本町4番22号

再生債務者 株式会社千鳥屋本家(旧商号有限会社千鳥屋本家)

1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2 監督委員 福岡市中央区警固1丁目12番11号アーバンスクエア警固6階 弁護士法人みらい法律事務所 弁護士 高松 康祐

令和8年2月27日

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(再)第2号

福岡県飯塚市本町4番21号

再生債務者 株式会社千鳥屋本家

1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2 監督委員 福岡市中央区警固1丁目12番11号アーバンスクエア警固6階 弁護士法人みらい法律事務所 弁護士 高松 康祐

令和8年2月27日

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(再)第3号

福岡市中央区鳥飼2丁目3番6号

再生債務者 有限会社一実

1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2 監督委員 福岡市中央区警固1丁目12番11号アーバンスクエア警固6階 弁護士法人みらい法律事務所 弁護士 高松 康祐

令和8年2月27日

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(再)第4号

福岡県飯塚市新飯塚6番23号

再生債務者 株式会社チロリアン

1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2 監督委員 福岡市中央区警固1丁目12番11号アーバンスクエア警固6階 弁護士法人みらい法律事務所 弁護士 高松 康祐

令和8年2月27日

福岡地方裁判所第4民事部

小規模個人再生による再生手続開始

令和8年(再イ)第2号

秋田市新屋寿町1番25-3号

再生債務者 安田 惣

1 決定年月日時 令和8年3月3日午後4時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで

4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月15日まで

秋田地方裁判所民事第2部

令和8年(再イ)第3号

秋田市南ヶ丘2丁目13番3号

再生債務者 佐々木陽子

1 決定年月日時 令和8年3月3日午後4時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで

4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月15日まで

秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第234号

埼玉県新座市野火止6丁目5番10号 ハビネス新座202号室

再生債務者 長谷川 淳

1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで

4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月14日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第235号

愛知県名古屋市中区大須2-10-21 エスカ
ルコート203 (住民票上の住所さいたま市岩
槻区大字裏慈恩寺257番地7)
再生債務者 岩田 琢

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令
和8年4月14日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第76号

埼玉県春日部市藤塚249番地33
再生債務者 根城 祥彦

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令
和8年4月17日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和8年(再イ)第13号

千葉県船橋市習志野台7丁目24番12号
再生債務者 佐藤 淳

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令
和8年4月21日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(再イ)第36号

千葉県船橋市東船橋1丁目1番6号 セ
ジュール成島201号
再生債務者 宇佐美光城

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令
和8年4月21日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(再イ)第1号

岐阜県恵那市大井町2719番地382
再生債務者 新井 貴文

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令
和8年4月21日まで

岐阜地方裁判所多治見支部

令和8年(再イ)第6号

北海道恵庭市柏木町5丁目5番1-102号
再生債務者 福重 龍治

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令
和8年4月15日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和8年(再イ)第29号

北海道江別市野幌美幸町24番地の6
再生債務者 残間 肇

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令
和8年4月15日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和8年(再イ)第5号

神奈川県小田原市飯田岡380番地の8
再生債務者 長岡 伸一

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令
和8年4月15日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和8年(再イ)第3号

鳥取県鳥取市賀露町西1丁目2972番地8
再生債務者 尾崎 琢郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令
和8年4月15日まで

鳥取地方裁判所民事部

令和8年(再イ)第2号

愛媛県今治市小泉4丁目4番51号 ルミウス
小泉 301
再生債務者 濱浪 倫之

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月1日から令
和8年4月8日まで

松山地方裁判所今治支部

令和8年(再イ)第4号

長野県安曇野市豊科4622番地11
再生債務者 山田 晴一

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月10日から令
和8年4月17日まで

長野地方裁判所松本支部

令和7年(再イ)第71号

茨城県鉾田市大和田675番地1
再生債務者 会沢 裕次

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月13日から令
和8年5月7日まで

水戸地方裁判所

令和7年(再イ)第261号

横浜市南区三春台88番地2 メゾンプレジ
ール101
再生債務者 大沢 孝一

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月13日から令
和8年4月20日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第64号

神奈川県座間市入谷西3丁目39番2号 ハイ
ツひまわり202号
再生債務者 青木 大典

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月13日から令
和8年4月20日まで

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(再イ)第48号

長野県安曇野市穂高2780番地8
再生債務者 安楽 亮

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月13日から令
和8年4月20日まで

長野地方裁判所松本支部

令和8年(再イ)第8号

神戸市垂水区本多聞4丁目5番307-503号
再生債務者 小谷健太郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月6日から令
和8年4月20日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和8年(再イ)第18号

岡山市南区福富西3丁目8番14号 プティ
シュシュ福富103
再生債務者 松浦 総也

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令
和8年4月17日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和8年(再イ)第21号

岡山市北区平山60番地
再生債務者 大森 治郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令
和8年4月17日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和8年(再イ)第3号

岩手県宮古市津軽石第6地割6番地32
再生債務者 佐藤 碧

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令和8年4月28日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(再イ)第24号

岩手県花巻市湯口字松原87番地1
再生債務者 佐々木澄代

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後4時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令和8年4月28日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年(再イ)第159号

宮城県名取市みどり台3丁目3番地の6
再生債務者 加茂 真希

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令和8年4月28日まで
仙台地方裁判所第4民事部

令和8年(再イ)第4号

宮城県東松島市矢本字蜂谷浦6番地3
再生債務者 遠藤 弘幸

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令和8年4月28日まで
仙台地方裁判所石巻支部再生係

令和8年(再イ)第2号

山形県酒田市東泉町1丁目11番地の2
再生債務者 鈴木 康子

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令和8年4月28日まで
山形地方裁判所酒田支部

令和8年(再イ)第3号

福島県いわき市常磐湯本町八仙65番地の8
再生債務者 金子 愛梨

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令和8年4月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和8年(再イ)第7号

栃木県栃木市大宮町390番地11
再生債務者 池田 猛

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令和8年4月21日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和7年(再イ)第231号

神奈川県鎌倉市二階堂117番地8
再生債務者 中澤 克之

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令和8年4月21日まで
横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和8年(再イ)第4号

相模原市南区磯部1963番地20
再生債務者 村角 友康

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令和8年4月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和8年(再イ)第5号

相模原市南区下溝1318番地10
再生債務者 江成 和彦

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令和8年4月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和8年(再イ)第17号

兵庫県加古川市別府町新野辺574番地の146
再生債務者 西本 悠紀

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令和8年5月7日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和8年(再イ)第20号

兵庫県姫路市網干区垣内中町242番地1 ウエストハウスI4006号室
再生債務者 平井 浩二

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令和8年5月7日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和8年(再イ)第2号

広島県呉市音戸町先奥2丁目17番2号
再生債務者 高下世津子

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月21日まで
広島地方裁判所呉支部

令和7年(再イ)第50号

岩手県八幡平市田頭第8地割116番地1
再生債務者 伊藤 晃

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年4月30日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和8年(再イ)第2号

盛岡市中堤町2番5号
再生債務者 大村 満穂

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年4月30日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和8年(再イ)第3号

福島県会津若松市城西町7番7号
再生債務者 山口 沙織

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年5月7日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

令和8年(再イ)第4号

東京都小平市大沼町4丁目5番7号
再生債務者 段木 祐治

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年5月7日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第192号

横浜市保土ヶ谷区仏向町1220番地14
再生債務者 牧野 宙

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年4月22日まで
横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第287号

横浜市旭区二俣川2丁目45番地43 サン
ヴェー二俣川106号
再生債務者 横山 淳一

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年4月22日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和8年(再イ)第10号

横浜市金沢区金利谷東4丁目53番6号 La
long 101
再生債務者 川島 祐希(旧姓浅川)

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年4月22日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和8年(再イ)第11号

新潟市西蒲区葉萱場250番地1 グロリオ
ーサB204号
再生債務者 亀山 翔太

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年5月7日まで

新潟地方裁判所民事部

令和8年(再イ)第7号

新潟県長岡市寺泊敦ヶ曾根513番地
再生債務者 原田 美恵

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年5月7日まで

新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和8年(再イ)第3号

富山県魚津市道坂201番地5
再生債務者 森川 諒

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年4月22日まで

富山地方裁判所魚津支部

令和8年(再イ)第19号

兵庫県姫路市広畑区西蒲田1177番地24
再生債務者 松下 佳寛

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年5月7日まで

神戸地方裁判所姫路支部

令和8年(再イ)第8号

福井県坂井市坂井町大味第107号1番地77
再生債務者 境 敏徳

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令和8年4月22日まで

福井地方裁判所

小規模個人再生による書面決議に付する決定**令和7年(再イ)第207号**

横浜市磯子区汐見台3丁目3番地3 3302棟
243号
再生債務者 戸沢 利彦

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月13日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月16日まで
- 令和8年3月2日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第179号

神奈川県大和市中央林間2丁目19番7号 メ
ゾン中央林間1ー301号
再生債務者 佐藤 敦彦

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月25日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月17日まで
- 令和8年3月3日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第256号

横浜市戸塚区上矢部町636番地 グレース
ホームAー102号
再生債務者 小笠原 靖

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月31日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月18日まで
- 令和8年3月4日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第257号

神奈川県綾瀬市蓼川3丁目9番3号 メゾン
M&E 1ーC
再生債務者 笠井 勇翔

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月12日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月18日まで
- 令和8年3月4日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第9号

栃木県芳賀郡益子町大字益子2107番地9
再生債務者 辻屋 睦

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月25日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月24日まで
- 令和8年3月3日

宇都宮地方裁判所真岡支部

令和7年(再イ)第124号

埼玉県新座市栗原1丁目6番16ー408号
再生債務者 丸山 栄治

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月20日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月24日まで
- 令和8年3月3日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第146号

埼玉県川口市大字安行領根岸3295番地の16
再生債務者 高橋 範通

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月26日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月24日まで
- 令和8年3月3日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第193号

さいたま市北区本郷町1027番地1 本郷の杜
オーカ101
再生債務者 関根 拓実

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月25日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月24日まで
- 令和8年3月3日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第194号

さいたま市浦和区常盤9丁目2番1号 go
jousei201
再生債務者 柴田 岳一

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月19日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月24日まで
- 令和8年3月3日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第195号

さいたま市浦和区常盤9丁目2番1号 go
jousei201
再生債務者 柴田 麻美

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月13日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月24日まで
- 令和8年3月3日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第55号

神奈川県小田原市国府津2471ー1 メゾン富
士見101
再生債務者 古矢 俊

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月28日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月24日まで
- 令和8年3月3日
- 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年（再イ）第44号

静岡県三島市佐野見晴台1丁目28番地の13
再生債務者 山口 薫

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月13日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月24日まで
令和8年3月3日

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年（再イ）第275号

名古屋市北区上飯田南町3丁目21番地の7
再生債務者 内田 拓磨

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月23日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月24日まで
令和8年3月3日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第303号

愛知県大府市北山町2丁目64番地 オリーヴェ105号室
再生債務者 羽畑 樹

- 1 決議に付する再生計画面案 令和5年2月5日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月24日まで
令和8年3月3日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第307号

名古屋市守山区城南町2番5号 ラフィネ城南102号
再生債務者 矢野 卓也

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月2日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月24日まで
令和8年3月3日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第48号

三重県鈴鹿市寺家8丁目7番20号
再生債務者 一尾 雅樹

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月9日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月24日まで
令和8年3月3日

津地方裁判所再生係

令和7年（再イ）第48号

福岡県久留米市上津町2203番地551
再生債務者 村木健太郎

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月2日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月24日まで
令和8年3月3日

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和7年（再イ）第6号

宮城県気仙沼市所沢325番地49
再生債務者 中澤 勝也

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月16日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月25日まで
令和8年3月4日

仙台地方裁判所気仙沼支部

令和7年（再イ）第64号

神奈川県平塚市四之宮3丁目17番36号
再生債務者 齋藤 透

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月27日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月25日まで
令和8年3月4日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年（再イ）第23号

長野県千曲市大字杭瀬下1022番地6
再生債務者 近藤 勇太

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月19日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月25日まで
令和8年3月4日

長野地方裁判所上田支部

令和7年（再イ）第55号

岐阜県山県市梅原1482番地6
再生債務者 上中野健一

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月15日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月25日まで
令和8年3月4日

岐阜地方裁判所

令和7年（再イ）第51号

静岡県浜松市中央区増楽町809番地
再生債務者 金子かづさ

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月3日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月25日まで
令和8年3月4日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和7年（再イ）第22号

石川県白山市相木町457番地1 グラッシューズ205号室
再生債務者 石川 佑希

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月10日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月30日まで
令和8年3月3日

金沢地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第39号

金沢市円光寺本町17番32-1号
再生債務者 米尾 祐人

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月20日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月30日まで
令和8年3月3日

金沢地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第38号

山梨県甲府市下飯田1丁目10番14号 ムラマツ-8
再生債務者 日吉 留美

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月20日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月30日まで
令和8年3月2日

甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年（再イ）第42号

長野県塩尻市大字塩尻町511番地12
再生債務者 藤崎 剛

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月20日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月30日まで
令和8年3月2日

長野地方裁判所松本支部

令和7年（再イ）第47号

奈良県生駒郡斑鳩町目安1丁目8番16号
再生債務者 山賀 輝尚

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月6日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月30日まで
令和8年3月2日

奈良地方裁判所

令和7年（再イ）第23号

群馬県高崎市福島町730番地9
再生債務者 上野 渉

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月17日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月31日まで
令和8年3月3日

前橋地方裁判所高崎支部

令和7年（再イ）第24号

長野市稲里町中央1丁目9番8-A号 タカノハイツ2A
再生債務者 青木 孝介

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月5日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月31日まで
令和8年3月3日

長野地方裁判所民事部再生係

令和7年（再イ）第45号

長野県松本市筑摩1丁目2番8号 リバーサイドパレスA102
再生債務者 下原 秀夫

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月16日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月31日まで
令和8年3月3日

長野地方裁判所松本支部

令和7年（再イ）第550号

大阪府福島区海老江6丁目11番10号
再生債務者 大西 弘樹

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月9日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月31日まで
令和8年3月3日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第38号

和歌山県海南市多田59番地1
再生債務者 松本 卓磨

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月17日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月31日まで
令和8年3月3日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第279号
 札幌市東区東苗穂7条3丁目5番11号
 再生債務者 手林 潤一

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月20日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月1日まで
 令和8年3月4日
 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第25号
 函館市美原5丁目26番13号
 再生債務者 富尾 拓

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月13日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月1日まで
 令和8年3月4日
 函館地方裁判所

令和7年(再イ)第12号
 北海道紋別郡遠軽町東町3丁目3番地36
 再生債務者 菊地 伸幸

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月26日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月1日まで
 令和8年3月4日
 釧路地方裁判所北見支部個人再生係

令和7年(再イ)第46号
 奈良市千代ヶ丘1丁目5番地の3
 再生債務者 一井信之介

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月20日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月1日まで
 令和8年3月4日
 奈良地方裁判所

令和7年(再イ)第3号
 香川県丸亀市郡家町2949番地5
 再生債務者 リオス マルティネス マリア イサベル

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月28日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月1日まで
 令和8年3月4日
 高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(再イ)第23号
 香川県坂出市久米町1丁目19番11号 コーポ鎌田B棟101号
 再生債務者 森本 克巳

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月20日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月1日まで
 令和8年3月4日
 高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(再イ)第39号
 群馬県太田市台之郷町1645番地33
 再生債務者 武藤 彰伸

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月18日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月3日まで
 令和8年3月4日
 前橋地方裁判所太田支部

令和7年(再イ)第40号
 新潟県見附市本所1丁目13番40号
 再生債務者 田西 徹

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月26日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月25日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月25日まで
 令和8年3月4日
 新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和7年(再イ)第53号
 三重県四日市市采女町430番地35
 再生債務者 渡邊 卓也

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月2日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月25日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月25日まで
 令和8年3月4日
 津地方裁判所四日市支部

令和7年(再イ)第9号
 広島県三原市港町3丁目10番19号
 再生債務者 原田 益代

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月26日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月31日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月31日まで
 令和8年3月3日
 広島地方裁判所尾道支部

令和7年(再イ)第37号
 青森市佃3丁目9番6号
 再生債務者 狩野 潤

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月25日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月1日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月1日まで
 令和8年3月4日
 青森地方裁判所民事部再生係

令和7年(再イ)第17号
 島根県大田市長久町長久ハ141番地
 再生債務者 松本 純樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月2日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月1日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月1日まで
 令和8年3月4日
 松江地方裁判所出雲支部

令和7年(再イ)第132号
 広島市西区区斐中2丁目10番30号
 再生債務者 神村 穰太

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月12日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月1日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月1日まで
 令和8年3月4日
 広島地方裁判所民事第4部

小規模個人再生による再生計画取消

平成18年(再イ)第29号
 石川県かほく市横山ル14番地2
 再生債務者 須崎 美佳

- 1 主文 本件再生計画を取り消す。
- 2 理由の要旨 平成18年9月20日に認可した再生計画には、民事再生法189条1項2号に定める事由がある。
 令和8年3月4日
 金沢地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

令和7年(再イ)第257号
 愛知県小牧市岩崎原1丁目8番地7
 再生債務者 吉田 知弘

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条1号に定める事由がある。
 令和8年3月3日
 名古屋地方裁判所民事第2部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和7年(再口)第4号
 横浜市保土ヶ谷区岡沢町258番地23(申立時住所)横浜市都筑区池辺町4618番地 エクセレント鴨居305
 再生債務者 高橋 学

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前10時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令和8年4月21日まで
 横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再口)第14号
 横浜市南区六ツ川2丁目62番地19
 再生債務者 三木 雄士

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前10時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令和8年4月21日まで
 横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再口)第2号
 岩手県久慈市小久慈町49地割43番地10
 再生債務者 坂川 康子

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後4時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年4月30日まで
 盛岡地方裁判所二戸支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和7年(再口)第4号
 福岡県久留米市三潞町玉満4007番地1 グリーンコート202号
 再生債務者 橋内 大輔

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年2月26日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年3月23日まで
 令和8年3月2日
 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和7年（再口）第4号

奈良県生駒郡安堵町大字笠目280番地の2
再生債務者 樋屋 明浩

- 意見聴取に付する再生計画案 令和8年2月6日付け再生計画案
- 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 2の書面の提出期間 令和8年3月30日まで
令和8年3月2日 奈良地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画認可

令和7年（再口）第1号

奈良市帝塚山6丁目11番13号
再生債務者 吉田 能子

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年2月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年3月3日 奈良地方裁判所

令和7年（再口）第5号

秋田県潟上市天王字上北野4番地570
再生債務者 斉藤 長

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年2月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年3月3日 秋田地方裁判所民事第2部

令和7年（再口）第12号

京都市上京区樺木町通油小路東入東魚屋町352番地 コータース小森 303号
再生債務者 吉田 祐二

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年2月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年3月4日 京都地方裁判所第5民事部再生係

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出

期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることとなります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和7年（チ）第13号

千葉県茂原市茂原1102番地1
申立人 千葉県一宮川改修事務所長 宇野 晃一
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 千葉県長生郡一宮町宮原514番地
所在等不明共有者 玉川重郎兵衛
届出期間満了日 令和8年7月3日
令和8年3月3日 千葉地方裁判所一宮支部

(別紙) 物件目録

- 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 582番
地目 田
地積 26平方メートル
所在等不明共有者の持分 74分の1
- 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 583番
地目 畑
地積 115平方メートル
所在等不明共有者の持分 74分の1
- 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 610番1
地目 宅地
地積 97.70平方メートル
所在等不明共有者の持分 74分の1
- 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 610番2
地目 宅地
地積 17.75平方メートル
所在等不明共有者の持分 74分の1

5 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 614番
地目 河川敷
地積 46平方メートル
所在等不明共有者の持分 74分の1

6 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 615番1
地目 宅地
地積 59.17平方メートル
所在等不明共有者の持分 74分の1

7 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 615番2
地目 公衆用道路
地積 40平方メートル
所在等不明共有者の持分 74分の1

8 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 615番3
地目 河川敷
地積 42平方メートル
所在等不明共有者の持分 74分の1

9 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 618番1
地目 宅地
地積 219.77平方メートル
所在等不明共有者の持分 74分の1

10 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 618番2
地目 宅地
地積 82.09平方メートル
所在等不明共有者の持分 74分の1

令和7年（チ）第14号

千葉県茂原市茂原1102番地1
申立人 千葉県一宮川改修事務所長 宇野 晃一
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 千葉県長生郡一宮町宮原783番地
所在等不明共有者 立石 要吉
届出期間満了日 令和8年7月3日
令和8年3月3日 千葉地方裁判所一宮支部

(別紙) 物件目録

- 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 582番
地目 田
地積 26平方メートル
所在等不明共有者の持分 74分の1

2 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 583番
地目 畑
地積 115平方メートル
所在等不明共有者の持分 74分の1

3 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 610番1
地目 宅地
地積 97.70平方メートル
所在等不明共有者の持分 74分の1

4 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 610番2
地目 宅地
地積 17.75平方メートル
所在等不明共有者の持分 74分の1

5 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 614番
地目 河川敷
地積 46平方メートル
所在等不明共有者の持分 74分の1

6 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 615番1
地目 宅地
地積 59.17平方メートル
所在等不明共有者の持分 74分の1

7 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 615番2
地目 公衆用道路
地積 40平方メートル
所在等不明共有者の持分 74分の1

8 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 615番3
地目 河川敷
地積 42平方メートル
所在等不明共有者の持分 74分の1

9 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 618番1
地目 宅地
地積 219.77平方メートル
所在等不明共有者の持分 74分の1

10 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 618番2
地目 宅地
地積 82.09平方メートル
所在等不明共有者の持分 74分の1

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和8年(チ)第2号

和歌山県田辺市東山1丁目5番1号
申立人 田辺市
同代表者市長 真砂 充敏
住所・居所 不明
(最後の住所) 和歌山県田辺市天神崎41番8号
所有者 亡坂本勝子相続財産
届出期間満了日 令和8年5月11日
令和8年3月3日
和歌山地方裁判所田辺支部
(別紙) 物件目録
(土地)
1 所在 田辺市天神崎
地番 1403番6
地目 宅地
地積 194.97平方メートル
2 所在 田辺市天神崎
地番 1368番48
地目 宅地
地積 3.26平方メートル
3 所在 田辺市天神崎
地番 1368番49
地目 宅地
地積 1.65平方メートル
(建物)
4 所在 田辺市天神崎1403番地6
家屋番号 1403番6
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 95.54平方メートル
2階 43.53平方メートル
(上記1ないし4の不動産登記記録上の所有者) 和歌山県田辺市元町1403番地の6 坂本政美

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和8年(チ)第7号

札幌市東区北丘珠2条2丁目14番18号
申立人 株式会社本吉機械
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 東京都中野区中野6丁目6番7-224号
所有者 野口千代子
届出期間満了日 令和8年5月7日
令和8年3月3日 札幌地方裁判所
(別紙) 物件目録
所在 札幌市北区篠路町拓北
地番 2番15
地目 原野
地積 297平方メートル

令和7年(チ)第11号

青森市大字奥内字宮田41番地5
申立人 奥内土地改良区
住所・居所 不明
(最後の住所) 青森市大字内真部字岸田33番地
所有者 野呂 弘
届出期間満了日 令和8年5月7日
令和8年3月2日 青森地方裁判所
(別紙) 物件目録
1 所在 青森市大字内真部字岸田
地番 280番2
地目 田
地積 338平方メートル
2 所在 青森市大字内真部字岸田
地番 365番2
地目 田
地積 1931平方メートル

3 所在 青森市大字内真部字岸田
地番 366番
地目 田
地積 2998平方メートル
4 所在 青森市大字内真部字岸田
地番 367番
地目 田
地積 674平方メートル

令和7年(チ)第12号

青森市大字小橋字田川42番地2
申立人 青森第二北部土地改良区
住所・居所 不明
(最後の住所) 青森市大字内真部字岸田33番地
所有者 野呂 弘
届出期間満了日 令和8年5月7日
令和8年3月2日 青森地方裁判所
(別紙) 物件目録
1 所在 青森市大字左堰字大科
地番 393番
地目 田
地積 1833平方メートル
2 所在 青森市大字左堰字大科
地番 394番
地目 田
地積 1604平方メートル

令和7年(チ)第2号

群馬県桐生市西久方町1丁目10番11号
申立人 青蓮寺
同代表者代表役員 本間 光雄
住所・居所 不明
(最後の住所) 不明
共有者 金子 由松
住所・居所 不明
(最後の住所) 不明
共有者 須田 清吉
住所・居所 不明
(最後の住所) 不明
共有者 新居 良助
届出期間満了日 令和8年5月8日
令和8年3月3日 前橋地方裁判所桐生支部

(別紙) 物件目録
所在 桐生市天神町二丁目
地番 830番
地目 墓地
地積 495平方メートル
共有者 金子 由松の共有持分 4分の1
共有者 須田 清吉の共有持分 4分の1
共有者 新居 良助の共有持分 4分の1

令和7年(チ)第4号

群馬県前橋市大手町1丁目1番1号
申立人 群馬県
住所・居所 不明
(亡秋本格摩の最後の住所) 群馬県高崎市剣崎町1251番地1
(不動産登記記録上の住所) 高崎市下大島町29番地
所有者 亡秋本格摩相続財産
(不動産登記記録上の氏名 秋本嘉久馬)
届出期間満了日 令和8年5月7日
令和8年3月3日 前橋地方裁判所高崎支部
(別紙) 物件目録
1 所在 高崎市町屋町字大カサ
地番 29番1
地目 田
地積 382平方メートル
2 所在 高崎市町屋町字大カサ
地番 29番4
地目 畑
地積 16平方メートル
令和7年(チ)第7号
群馬県安中市安中1丁目16番13号
申立人 株式会社米見鉄工所
住所・居所 不明
(亡萩原めぐみの最後の住所・不動産登記記録上の住所) 群馬県安中市鷲宮1784番地
所有者 亡萩原めぐみ相続財産
届出期間満了日 令和8年5月7日
令和8年3月2日 前橋地方裁判所高崎支部
(別紙) 物件目録
所在 安中市鷲宮字寺原
地番 2133番2
地目 畑
地積 315平方メートル

令和7年(子)第5号

東京都港区六本木4丁目9番2号
申立人 アイ・インターナショナル株式会社
別紙物件目録記載1の土地につき
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 横浜市緑区鴨居3丁目37番5号
所有者 樋口 義嗣
別紙物件目録記載2の土地につき
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 横浜市神奈川区松見町2丁目4番地6福島ビル402号
所有者 水野 謙一
別紙物件目録記載3の土地につき
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 横浜市中区千代崎町4丁目122番地
所有者 白浜 新石
届出期間満了日 令和8年4月30日
令和8年3月3日 横浜地方裁判所川崎支部
(別紙) 物件目録
1 所在 川崎市多摩区宿河原六丁目
地番 995番1
地目 山林
地積 2519平方メートル
2 所在 川崎市多摩区宿河原六丁目
地番 995番2
地目 山林
地積 464平方メートル
3 所在 川崎市多摩区宿河原六丁目
地番 995番3
地目 山林
地積 494平方メートル
令和8年(子)第1号
長野県上高井郡高山村大字中山981番地
申立人 アスザック株式会社
代表者代表取締役 久保 正直
住所・居所 不明
不動産登記記録表題部所有者 松本重五郎
届出期間満了日 令和8年5月7日
令和8年3月2日 長野地方裁判所
(別紙) 物件目録
所在 上高井郡高山村大字中山字松原
地番 1260番
地目 山林
地積 740平方メートル

令和8年(子)第1号

長野県茅野市塚原2丁目6番1号
申立人 茅野市長 今井 敦
(最後の住所) 長野県茅野市玉川8486番地5
所有者 亡小笠原武夫相続財産
届出期間満了日 令和8年5月8日
令和8年3月3日 長野地方裁判所諏訪支部
(別紙) 物件目録
1 所在 茅野市玉川字藤塚
地番 8486番5
地目 宅地
地積 133.34平方メートル
令和8年(子)第3号
広島県世羅郡世羅町西上原99-1
申立人 有田 正希
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) インドネシア共和国バリ州デンパサール市サヌールカウー村リングマンブセバンジャールピロック通りアヌグランガン13
所有者 イニョマンヌサ
届出期間満了日 令和8年5月1日
令和8年3月3日 広島地方裁判所
(別紙) 物件目録
1 所在 広島市安佐南区安東4丁目
地番 1193番96
地目 雑種地
地積 72平方メートル
2 所在 広島市安佐南区安東4丁目
地番 1244番114
地目 雑種地
地積 29平方メートル
令和7年(子)第2号
京都府木津川市加茂町例幣奥ノ平75番地
申立人 福浜 勝良
住所・居所 不明
不動産登記記録表題部所有者 大山 貢松
届出期間満了日 令和8年5月7日
令和8年3月2日 鹿児島地方裁判所名瀬支部
(別紙) 物件目録
1 所在 大島郡瀬戸内町大字網野子字里
地番 167番
地目 畑
地積 403平方メートル
令和8年(子)第1号
鹿児島県霧島市国分敷根151番地
申立人 株式会社霧島地所
代表者代表取締役 鎌田 安典

住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 鹿児島市東千石町13番14号
所有者 福元 孝一
届出期間満了日 令和8年4月28日
令和8年3月3日 鹿児島地方裁判所加治木支部
(別紙) 物件目録
1 所在 霧島市国分湊字満汐
地番 1373番2
地目 田
地積 666平方メートル
2 所在 霧島市国分湊字満汐
地番 1380番1
地目 田
地積 1191平方メートル
3 所在 霧島市国分湊字満汐
地番 1386番
地目 田
地積 226平方メートル
令和8年(子)第2号
鹿児島県始良市西宮島町10番地16 ブルーシャトー201号
申立人 吉永 光洋
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 鹿児島県始良郡隼人町住吉270番地6
所有者 浦方時之丞
届出期間満了日 令和8年4月28日
令和8年3月3日 鹿児島地方裁判所加治木支部
(別紙) 物件目録
1 所在 霧島市隼人町住吉字京塚
地番 270番1
地目 公衆用道路
地積 174平方メートル
(不明所有者の共有持分 8分の1)
所有者不明建物管理命令に関する異議の催告
次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。
令和7年(子)第10号
東京都中野区本町2-51-10
申立人 K T E R A S株式会社

亡澤田勝弘の最後の住所 神奈川県川崎市宮前区野川本町2丁目23番7号 1号室(不動産登記記録上の住所) 川崎市宮前区平一丁目1番63号
所有者 亡澤田勝弘相続財産
届出期間満了日 令和8年4月30日
令和8年3月3日 横浜地方裁判所川崎支部
(別紙) 物件目録
所在 川崎市宮前区野川本町二丁目 835番地3
家屋番号 835番3の2
種類 共同住宅
構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床面積 1階 104.11平方メートル
2階 112.78平方メートル
会社その他の公告
合併公告
左記法人は合併して申はこの権利義務全部を承継して存続し、これは解散することになりました。効力発生日は令和8年六月一日であり、甲及び乙の社員総会の承認決議は令和7年九月一日に終了し、令和八年三月一日付で北海道知事の認可を待っております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
令和八年三月十一日
北海道北見市北三条西四丁目二番地
(甲) 医療法人社団桜会
理事長 新谷 正子
北海道網走市南六条東一丁目七番地
(乙) 医療法人社団網走中央病院
理事長 新谷 幸義
新設分割公告
当社は、新設分割により新設する株式会社ヨウザン(住所群馬県前橋市平和町一丁目四番一〇号)に対して、当社の資産管理部門に関する事業の権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年三月四日
掲載頁 三頁
令和八年三月十一日
群馬県前橋市平和町一丁目四番一〇号
株式会社ヨウザン
代表取締役 藤高美和子

